

平成 26 年度に近畿ブロックにおいて、排出府県外へ移動し中間処理された産業廃棄物量は 571.4 万トンとなっており、このうち、358.6 万トンが近畿ブロック内で処分されており、212.8 万トンが近畿ブロック外で処分されている。

表 4-14 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

（単位：千 t/年）

処分先地域	排出地域	計						
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
滋賀県		412		185	186	30	9	2
京都府		514	162		280	45	25	2
大阪府		1,031	64	324		498	94	51
兵庫県		915	32	63	783		23	14
奈良県		492	13	31	407	23		17
和歌山県		222	1	4	154	57	6	
ブロック内計		3,586	272	607	1,811	653	157	86
ブロック外計		2,128	243	251	359	756	164	355
	北海道・東北	46	2	18	3	22	0	0
	関東	24	3	0	15	4	2	0
	中部	977	214	94	128	59	142	340
	中国	567	8	46	103	387	16	8
	四国	169	11	23	63	67	1	4
	九州・沖縄	345	5	70	47	217	3	3

注) 0は500 t 未満であり、空欄は該当無し

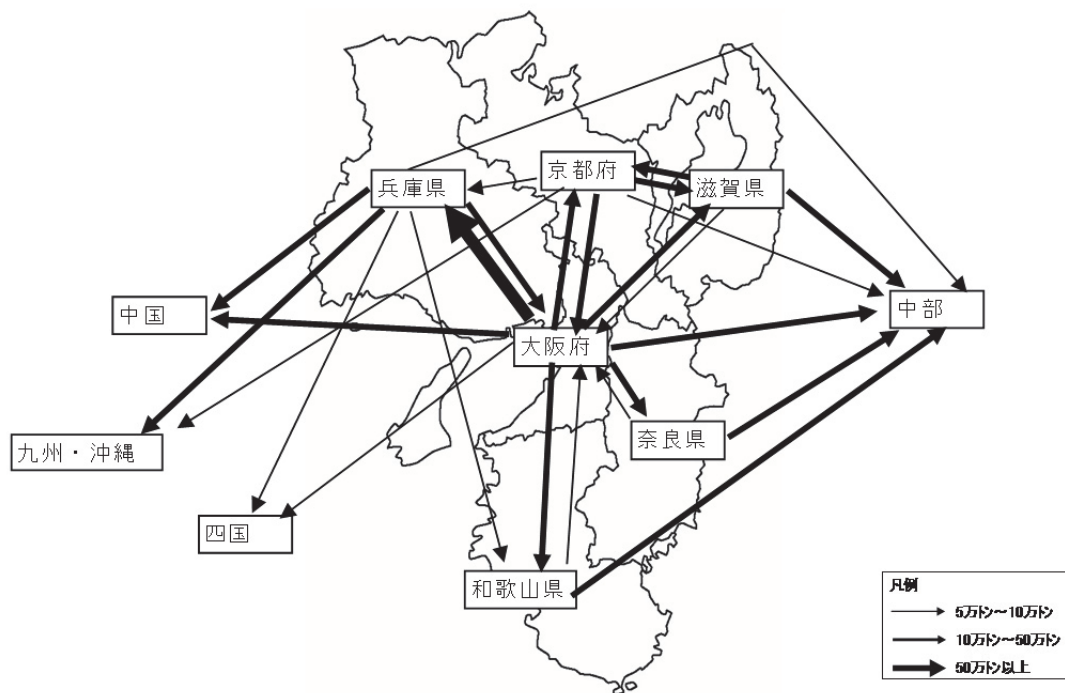


図 4-14 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 26 年度に近畿ブロックにおいて、排出府県外へ移動し最終処分された産業廃棄物量は 42.7 万トンとなっており、このうち、17.7 万トンが近畿ブロック内で処分されており、25.0 万トンが近畿ブロック外で処分されている。

表 4-15 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

（単位：千 t/年）

処分先地域	排出地域	計	排出地域					
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
滋賀県		49		32	13	3	0	0
京都府		13	3		3	7	0	0
大阪府		46	0	8		24	3	11
兵庫県		17	1	2	12		1	2
奈良県		52	3	4	35	1		9
和歌山県		0			0			
ブロック内計		177	8	45	63	36	4	22
ブロック外計		250	12	28	32	144	29	5
北海道・東北		0		0	0			
関東		0		0	0			
中部		17	6	4	6	1	0	0
中国		140	2	18	12	107	1	1
四国		15				15		
九州・沖縄		78	4	6	14	22	28	4

注) 0は500 t 未満であり、空欄は該当無し

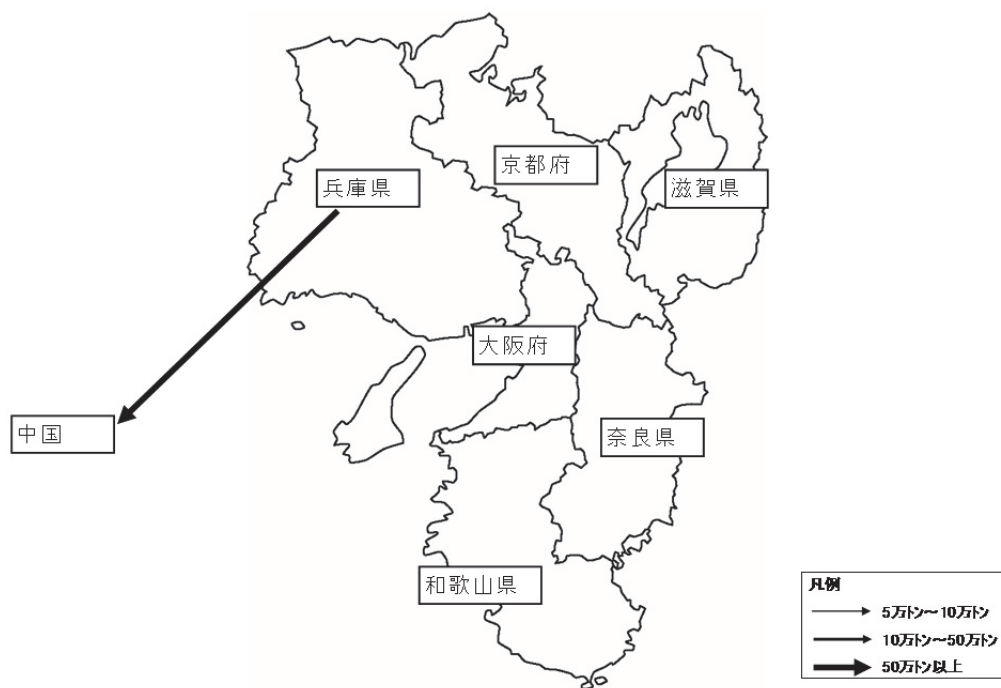


図 4-15 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

4 九州・沖縄ブロック

平成 26 年度に九州・沖縄ブロックにおいて、排出県外へ移動し中間処理または最終処分された産業廃棄物量は 221.0 万トンとなっており、このうち、170.5 万トンが九州・沖縄ブロック内で処分されており、50.5 万トンがブロック外で処分されている。九州・沖縄ブロック外へ排出された主な地域は、中国ブロックとなっている。

表 4-16 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

(単位：千 t/年)

処分先地域	排出地域	計								
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
福岡県		738								
佐賀県		191	152							
長崎県		47	21	16						
熊本県		97	68	1	3		5		15	0
大分県		448	157	24	77	78		70	7	35
宮崎県		107	27	1	5	23	3		44	4
鹿児島県		77	27	3	0	20	6	20		0
沖縄県										
ブロック内計		1,705	451	208	268	348	175	126	83	47
ブロック外計		505	239	16	104	66	70	4	6	1
北海道・東北		9	9			0	0		0	0
関東		9	9	0	0	0	0	0	0	0
中部		5	1		0	0	0	1	2	0
近畿		13	9	0	1	0	2	0	0	0
中国		458	205	16	101	66	64	2	3	1
四国		11	6	0	2	0	3	0	0	0

注) 0は500 t 未満であり、空欄は該当無し

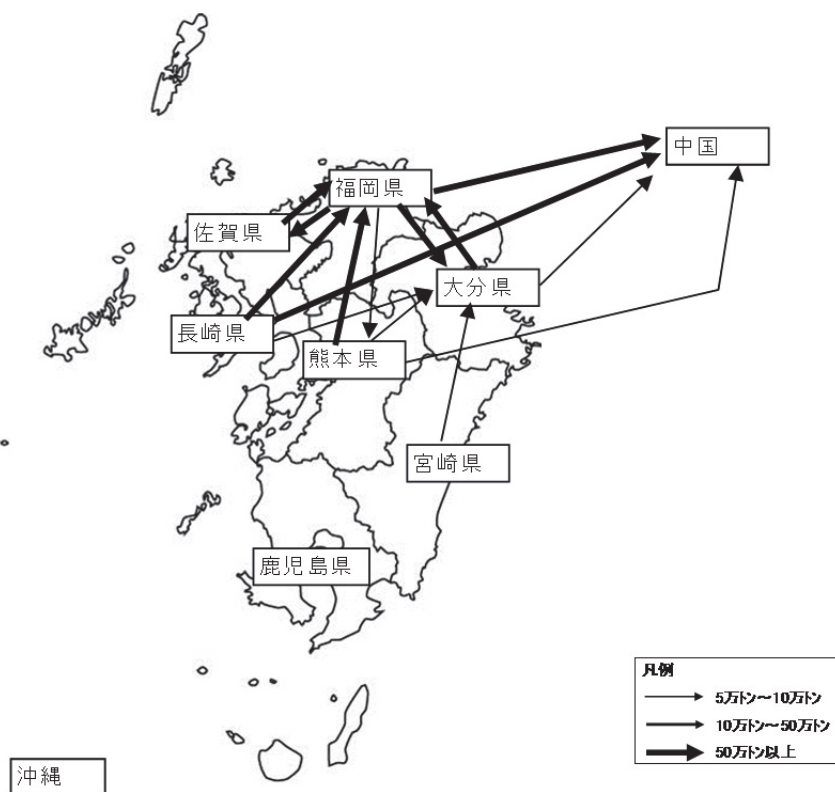


図 4-16 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（総量）

平成 26 年度に九州・沖縄ブロックにおいて、排出県外へ移動し中間処理された産業廃棄物量は 196.9 万トンとなっており、このうち、147.5 万トンが九州・沖縄ブロック内で処分されており、49.4 万トンが九州・沖縄ブロック外で処分されている。

表 4-17 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

（単位：千 t/年）

処分先地域	排出地域	計								
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
福岡県		735		161	154	208	157	31	17	7
佐賀県		163	127		27	8	1			
長崎県		45	19	16		9	1		0	
熊本県		87	58	1	3		5	4	15	
大分県		370	119	22	75	76		70	7	1
宮崎県		41	3	1	0	7	3		26	
鹿児島県		34	8	1	0	5	0	20		0
沖縄県										
ブロック内計		1,475	334	203	259	313	168	125	66	7
ブロック外計		494	228	16	104	66	69	4	6	1
北海道・東北		9	9		0	0	0	0	0	0
関東		9	8	0	0	0	0	0	0	0
中部		5	1		0	0	0	1	2	0
近畿		13	9	0	1	0	2	0	0	0
中国		447	195	16	101	66	64	2	3	1
四国		11	6	0	2	0	3	0	0	0

注) 0は500 t 未満であり、空欄は該当無し

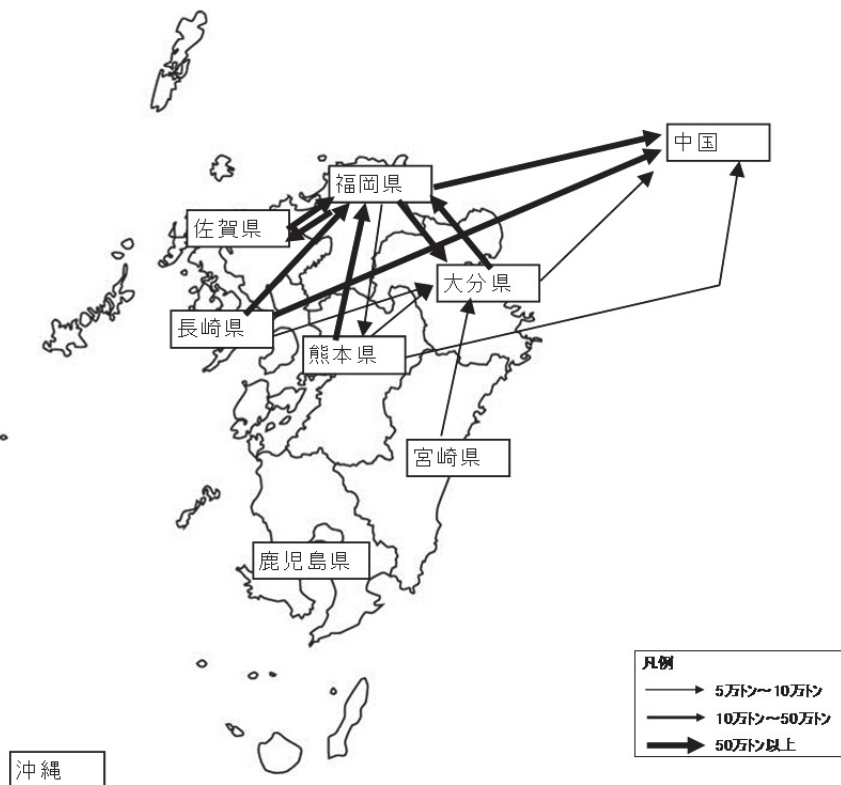


図 4-17 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 26 年度に九州・沖縄ブロックにおいて、排出県外へ移動し最終処分された産業廃棄物量は 24.1 万トンとなっており、このうち、23.0 万トンが九州・沖縄ブロック内で処分されており、1.1 万トンが九州・沖縄ブロック外で処分されている。

表 4-18 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

（単位：千 t / 年）

処分先地域	排出地域								
	計	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
福岡県	3		1	0	0	1			
佐賀県	28	24		2	2	0			0
長崎県	2	2							
熊本県	10	9	0	0		0	0	0	0
大分県	78	38	2	2	2		0	0	34
宮崎県	67	25		4	16			18	4
鹿児島県	43	19	2		15	6	0		0
沖縄県									
ブロック内計	230	117	5	9	35	7	0	18	39
ブロック外計	11	11		0	0	0		0	
北海道・東北	0							0	
関東	0	0							
中部									
近畿	0	0							
中国	11	10		0	0	0			
四国									

注) 0は500 t 未満であり、空欄は該当無し

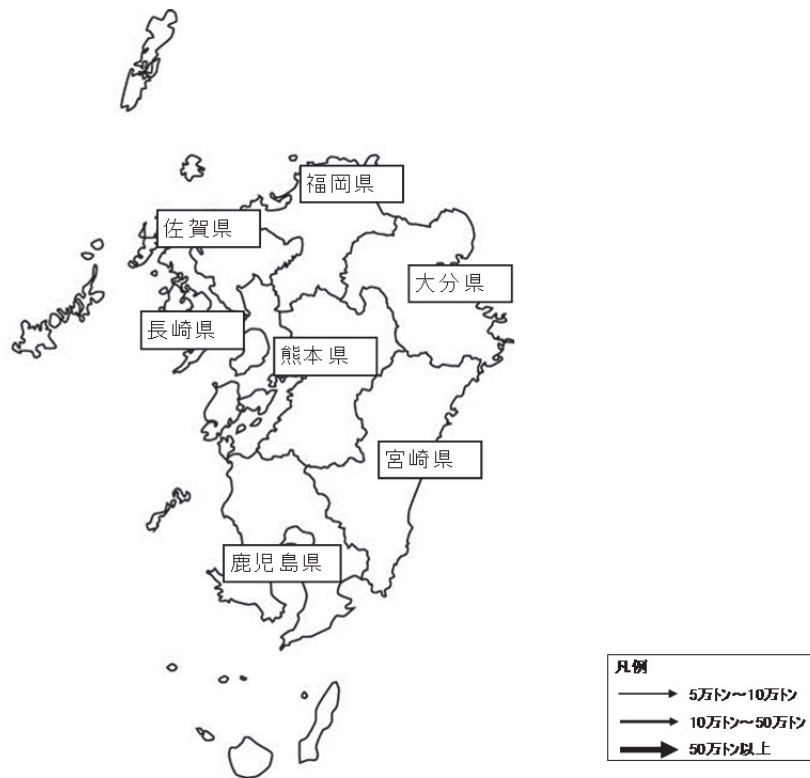


図 4-18 九州・沖縄ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

第3節 フォローアップ調査で把握した全国の広域移動状況（平成25年度）

フォローアップ調査で把握した平成25年度の産業廃棄物の広域移動量（総量）を表4-19、広域移動量（中間処理目的）を表4-20、広域移動量（最終処分目的）を表4-21にそれぞれ示す。

第5章 大都市圏における産業廃棄物の広域移動の結果

第1節 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況

1 広域移動状況

平成 26 年度に関東ブロックで排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、5,830.7 万トンとなっており、このうち、31.8%に当たる 1,854.4 万トンが排出都県を越えて処理されている。1,854.4 万トンの広域移動量のうち、1,722.4 万トンが中間処理目的、132.1 万トンが最終処分目的で移動している。(図 5-1 参照)

また、平成 26 年度に 1 都 3 県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）で排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された量は、4,728.6 万トンとなっており、このうち、33.6%に当たる 1,587.5 万トンが排出都県を越えて処理されている。1,587.5 万トンの広域移動量のうち、1,484.5 万トンが中間処理目的、102.9 万トンが最終処分目的で移動している。(図 5-2 参照)

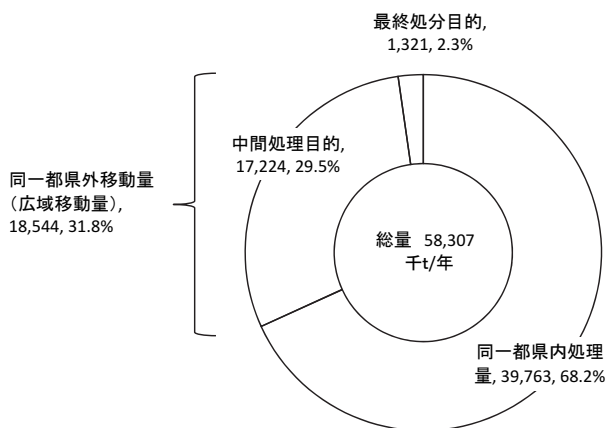


図 5-1 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（平成 26 年度）

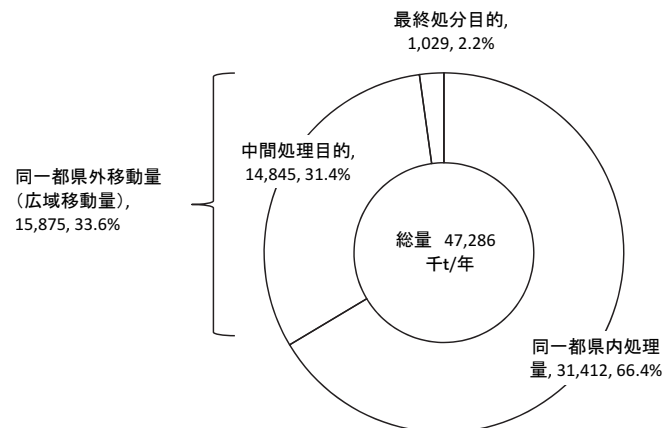


図 5-2 1 都 3 県における産業廃棄物の広域移動量（平成 26 年度）

関東ブロックの広域移動量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が関東ブロック全体の広域移動量の47.6%で最も多く、次いで、神奈川県が14.9%、以下、埼玉県が13.5%、千葉県が9.6%となっている。(図5-3参照)

1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の広域移動量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が1都3県全体の広域移動量の55.6%で最も多く、次いで、神奈川県が17.5%、以下、埼玉県が15.7%、千葉県が11.2%となっている。(図5-4参照)

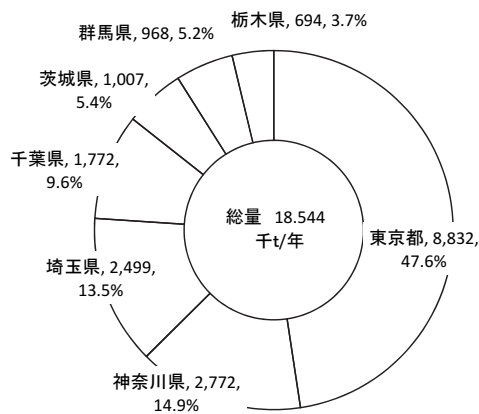


図5-3 関東ブロックにおける都県別の産業廃棄物の広域移動量(平成26年度)

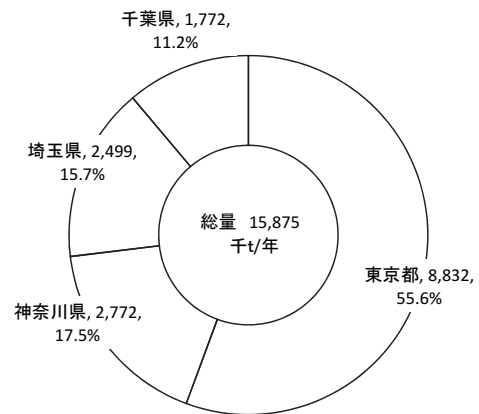


図5-4 1都3県における都県別の産業廃棄物の広域移動量(平成26年度)

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を都県別にみると、東京都からの都外搬出量が 853.4 万トンで最も多く、次いで、神奈川県が 254.1 万トン、以下、埼玉県が 214.6 万トン、千葉県が 162.5 万トン、茨城県が 96.8 万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を都県別にみると、埼玉県からの県外搬出量が 35.3 万トンで最も多く、次いで、東京都が 29.7 万トン、以下、神奈川県が 23.1 万トンとなっている。(図 5-5 参照)

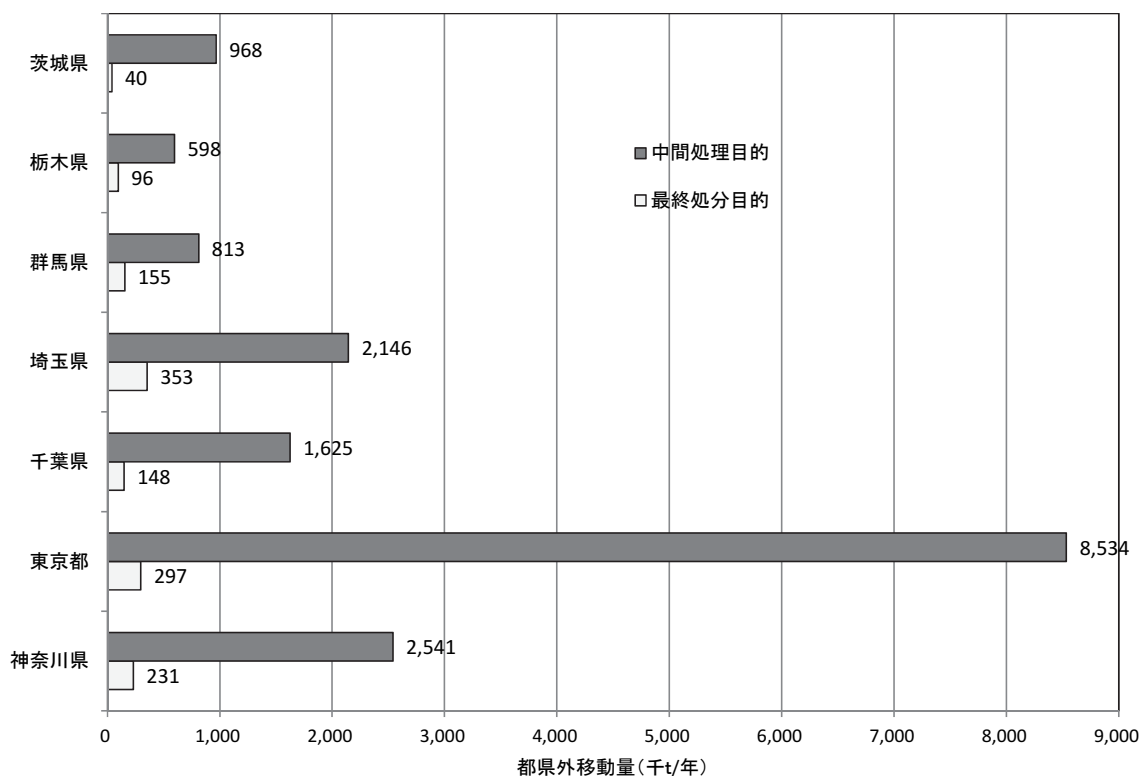


図 5-5 関東ブロックにおける都県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動量（平成 26 年度）

また、1 都 3 県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）について、中間処理目的及び最終処分目的の状況をみると以下のとおりである。

平成 26 年度に 1 都 3 県で排出された産業廃棄物のうち、中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、4,502.7 万トンとなっており、このうち、3,018.2 万トンが産業廃棄物を排出した都県内で処理されており（以下、「同一都県内」という）、残りの 1,484.5 万トンが排出した都県外へ移動し処理されている（以下、「同一都県外」という）。同一都県外量 1,484.5 万トンのうち、454.7 万トンが 1 都 3 県外で処理されており、このうち 266.0 万トンが関東ブロック内、188.7 万トンが関東ブロック外で処理されている。(図 5-6 参照)

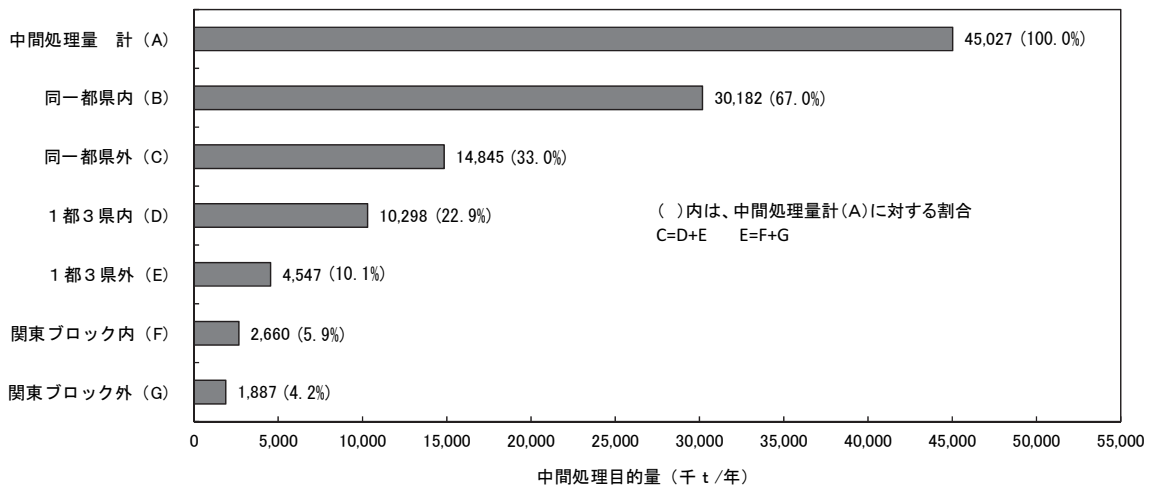


図 5-6 1 都 3 県における産業廃棄物の広域移動量（中間処理目的）

平成 26 年度に 1 都 3 県で排出された産業廃棄物のうち、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量（産業廃棄物処理業者で中間処理を経ずに最終処分された量）は、225.9 万トンとなっており、このうち、123.0 万トンが同一都県内で処理されており、残りの 102.9 万トンが同一都県外で処理されている。

同一都県外量 102.9 万トンのうち、83.1 万トンが 1 都 3 県外で処理されており、このうち 30.5 万トンが関東ブロック内、52.6 万トンが関東ブロック外で処理されている。（図 5-7 参照）

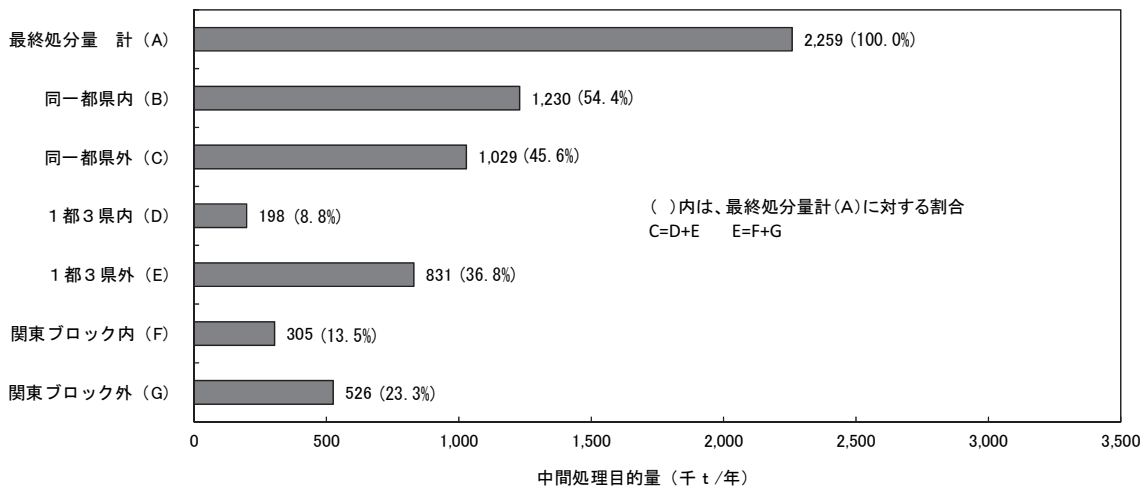


図 5-7 1 都 3 県における産業廃棄物の広域移動量（最終処分目的）

2 都県外最終処分状況（最終処分量換算）

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、表 5-1、図 5-8 のとおりである。

- 1) 当該都道府県から中間処理目的（図 4-8）で広域移動した産業廃棄物の量に、中間処理残渣率を乗じて、中間処理後の最終処分量^{※1}を算出した。更に、算出した中間処理後の最終処分量に、最終処分目的で広域移動した産業廃棄物の量の都道府県別内訳比率を乗じて、広域移動先の都道府県で中間処理後に最終処分目的で広域移動された量を推定した^{※2}。
- 2) 当該都道府県から最終処分目的（図 4-9）で広域移動した産業廃棄物には、他の都道府県で排出され当該都道府県内で中間処理された後、他の都道府県へ広域移動し最終処分される量が含まれている。このため、当該都道府県から最終処分目的で広域移動した産業廃棄物の量から、他の都道府県で排出された量を除外して、当該都道府県で排出され最終処分目的で広域移動された量を推定した^{※3}。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、当該都道府県からの最終処分量に基づく、広域移動量とした。

※1～※3の計算式については、巻末参照

表 5-1 都県外最終処分状況（最終処分量換算）

（単位：千 t / 年）

処分先地域	排出地域	計	排出地域						
			茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
	茨城県	106		9	14	43	22	4	14
	栃木県	80	1		0	26	7	28	17
	群馬県	87	1	1		30	2	49	4
	埼玉県								
	千葉県	225	6	6	5	35		103	70
	東京都								
	神奈川県	22	0	0	0	0	0	21	
	ブロック内計	520	8	16	19	134	32	205	105
	ブロック外計	629	25	53	81	88	80	217	85
	北海道・東北	305	18	50	68	56	27	53	34
	中部	94	0	1	10	13	5	50	14
	近畿	31	0	1	0	3	0	19	8
	中国	108	0	0	0	8	29	63	9
	四国								
	九州・沖縄	91	7	1	2	7	20	33	21

注) 0は500 t 未満であり、空欄は該当無し

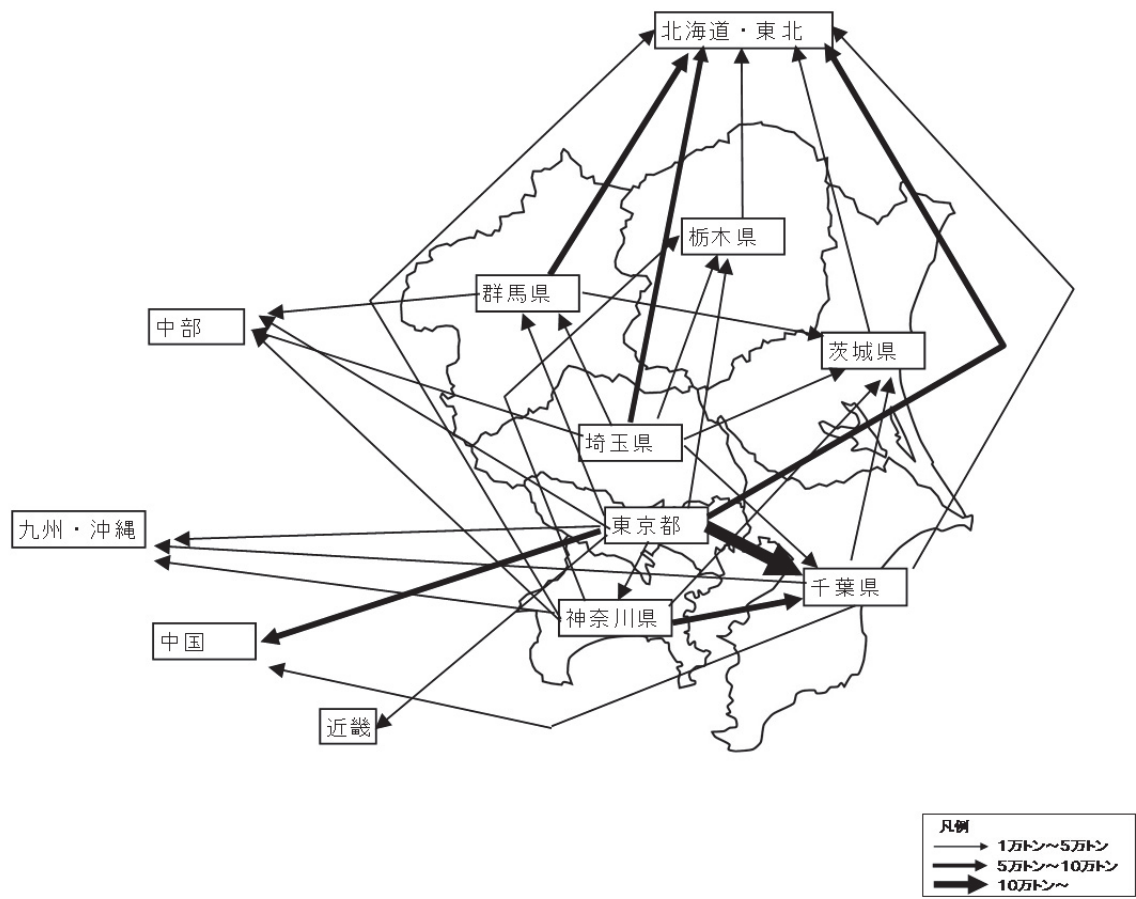
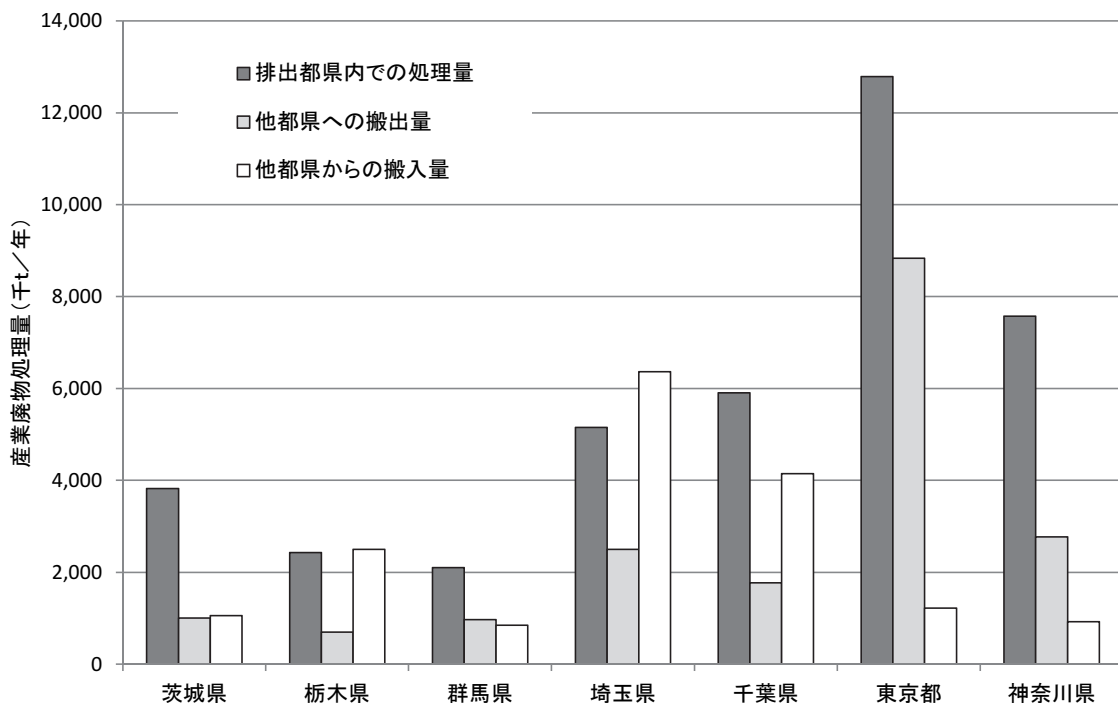


図 5-8 都県外最終処分状況（最終処分量換算）

3 都県別の搬入・搬出状況

各都県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況をみると、図 5-9 のとおりである。

- ① 埼玉県は、他の都県からの搬入量が多く、埼玉県から他都県へ搬出される産業廃棄物量の 2 倍以上の量が他都県から搬入されている。
- ② 千葉県も埼玉県とほぼ同様な傾向にあり、他都県へ搬出される産業廃棄物量の 2 倍以上の量が他都県から搬入されている。
- ③ 東京都は、埼玉県、千葉県と逆の傾向にあり、都内へ搬入される産業廃棄物量の約 7 倍の量を他都県へ搬出している。
- ④ 神奈川県は、排出都県内での処理量が 2 番目に多く、他都県へ搬出される産業廃棄物の約 3 倍の量を県内で処理している。



	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
排出都県内での処理量	3,821	2,426	2,105	5,150	5,907	12,785	7,571
他都県への搬出量	1,007	694	968	2,499	1,772	8,832	2,772
他都県からの搬入量	1,056	2,500	848	6,363	4,144	1,220	922

図 5-9 関東ブロック内の排出都県内処理と排出都県外での処理の状況

4 種類別の移動状況

関東ブロックにおける産業廃棄物の都県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、木くずの5品目で約8割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類、汚泥、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、燃え殻の5品目で約9割を占めている。(図5-10参照)

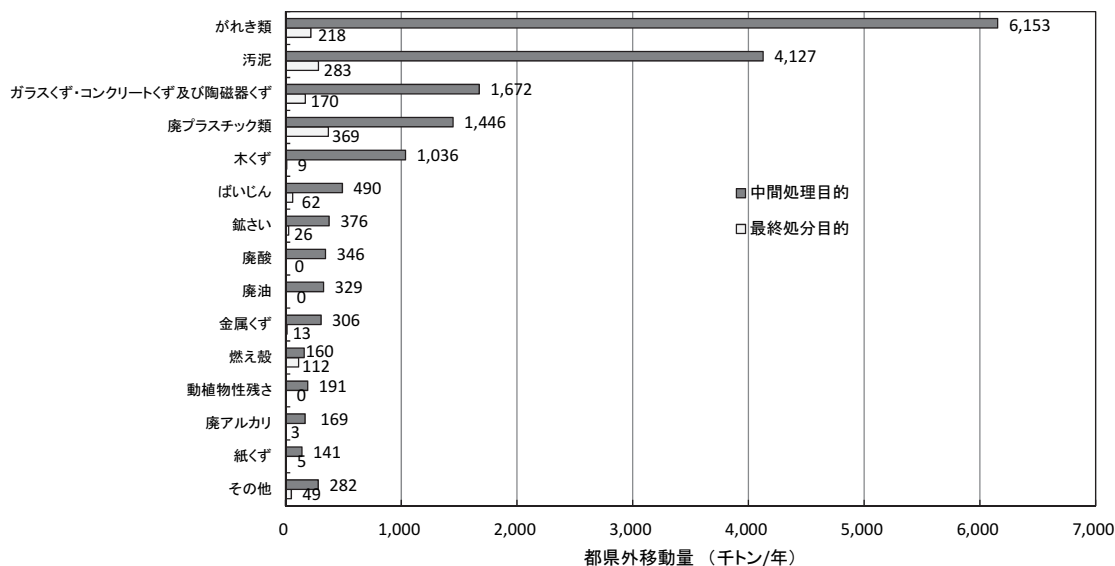


図5-10 関東ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動量 (平成26年度)

1都3県における産業廃棄物の都県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類、汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、の4品目で約8割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類、汚泥、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの4品目で約9割を占めている。(図5-11参照)

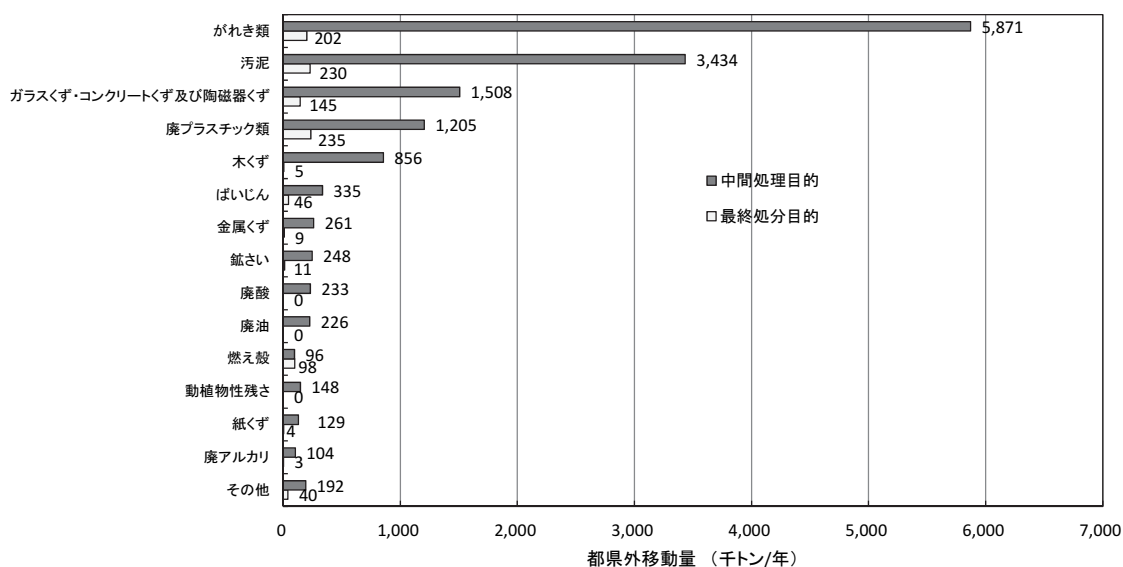


図5-11 1都3県における種類別の産業廃棄物の広域移動量 (平成26年度)

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される主な8種類の広域移動状況をみると図5-12～図5-19のとおりである。

(1) がれき類

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が615.3万トン、最終処分目的量が21.8万トンとなっている。

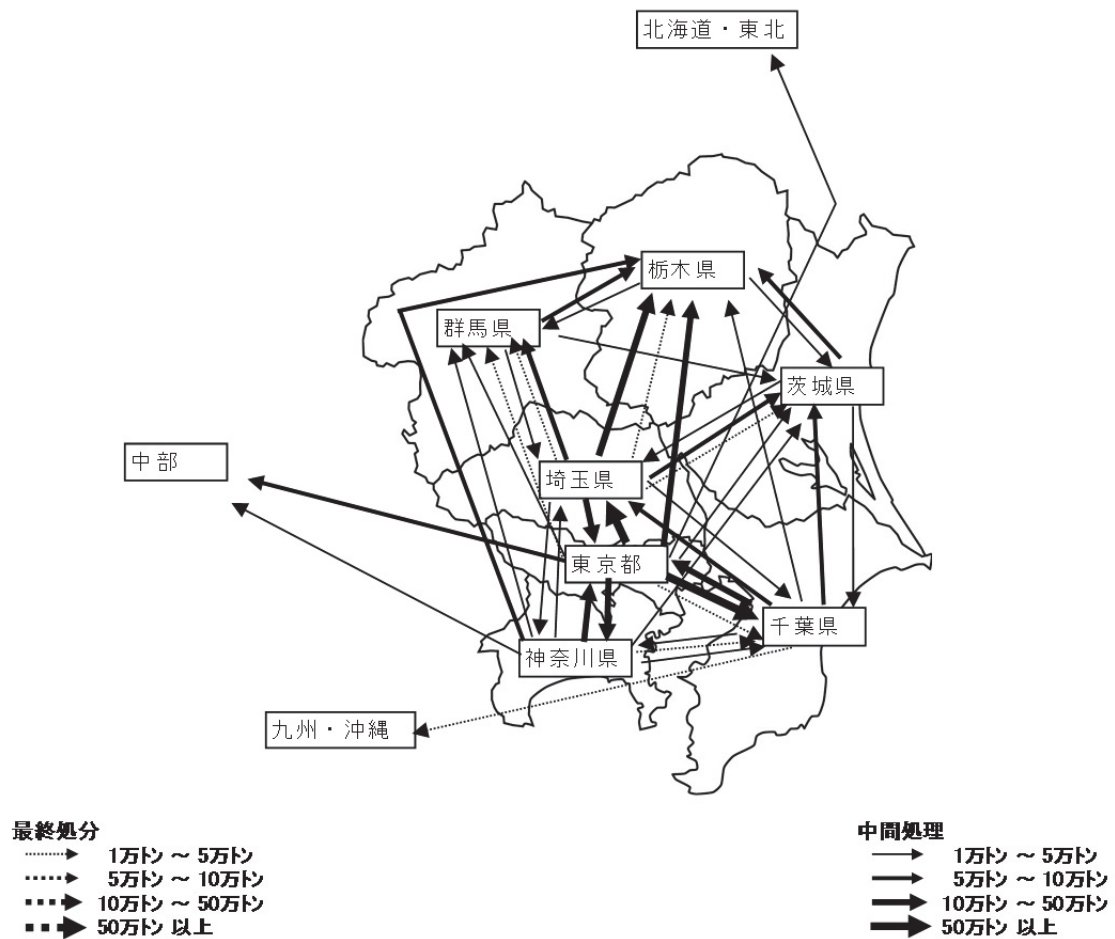


図5-12 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(2) 汚泥

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が 412.7 万トン、最終処分目的量が 28.3 万トンとなっている。

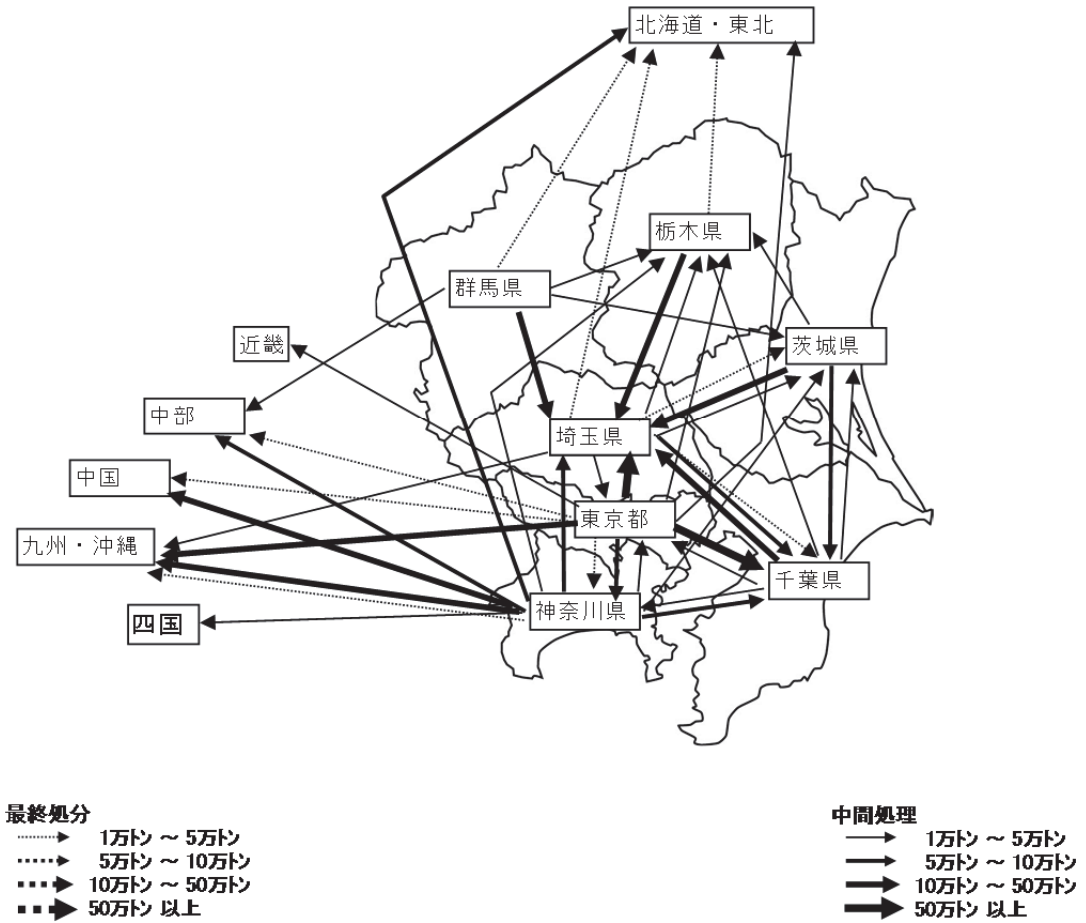


図 5-13 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

(3) 廃プラスチック類

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 144.6 万トン、最終処分目的量が 36.9 万トンとなっている。

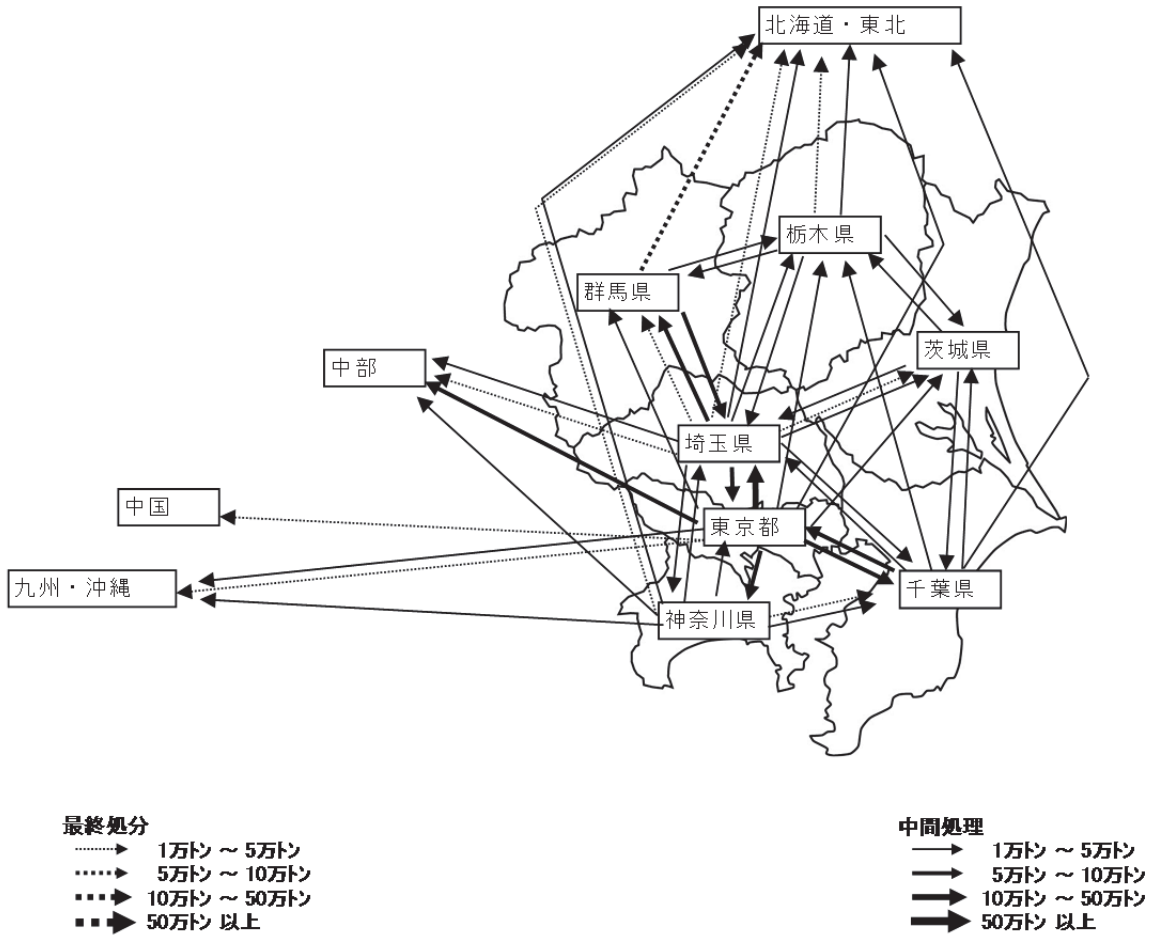


図 5-14 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃プラスチック類）

(4) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理されるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、中間処理目的量が 167.2 万トン、最終処分目的量が 17.0 万トンとなっている。

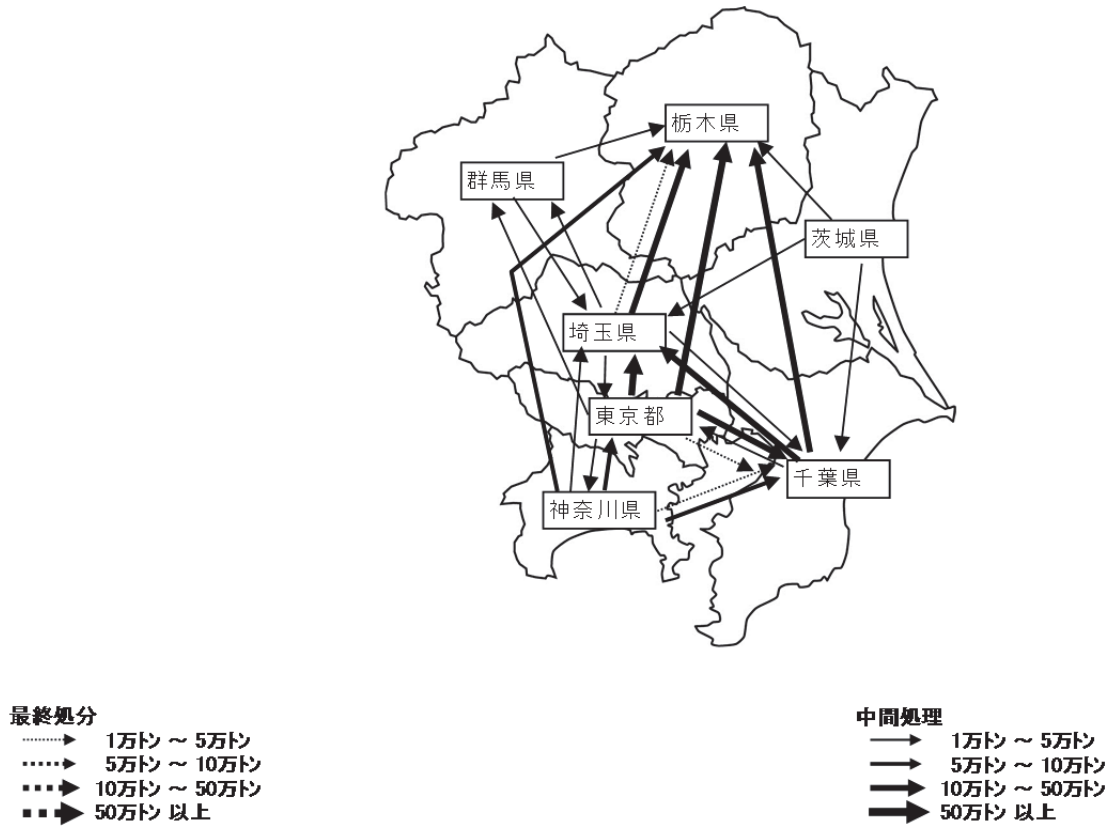


図 5-15 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

(5) 廃油

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される廃油は、中間処理目的量が 32.9 万トンとなっている。

※最終処分目的の広域移動量は、1 千 t/年未満のため記載していない。

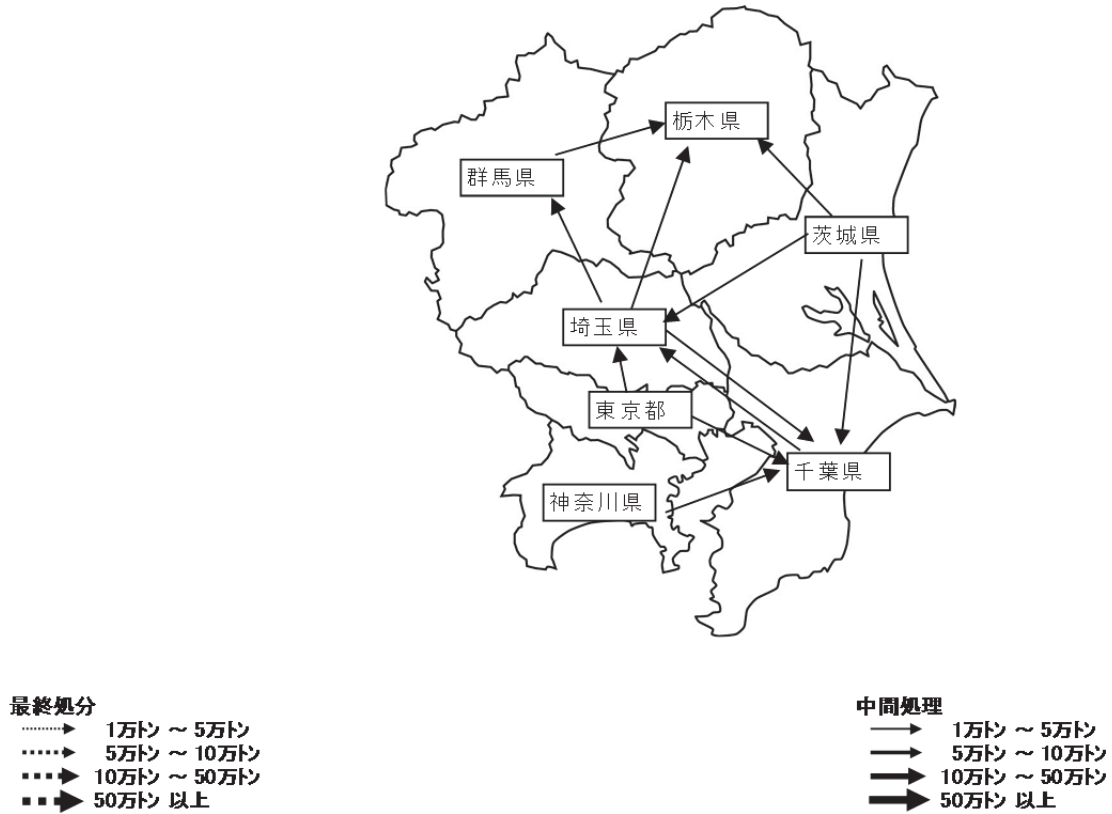


図 5-16 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃油）

(6) 木くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される木くずは、中間処理目的量が 103.6 万トン、最終処分目的量が 0.9 万トンとなっている。

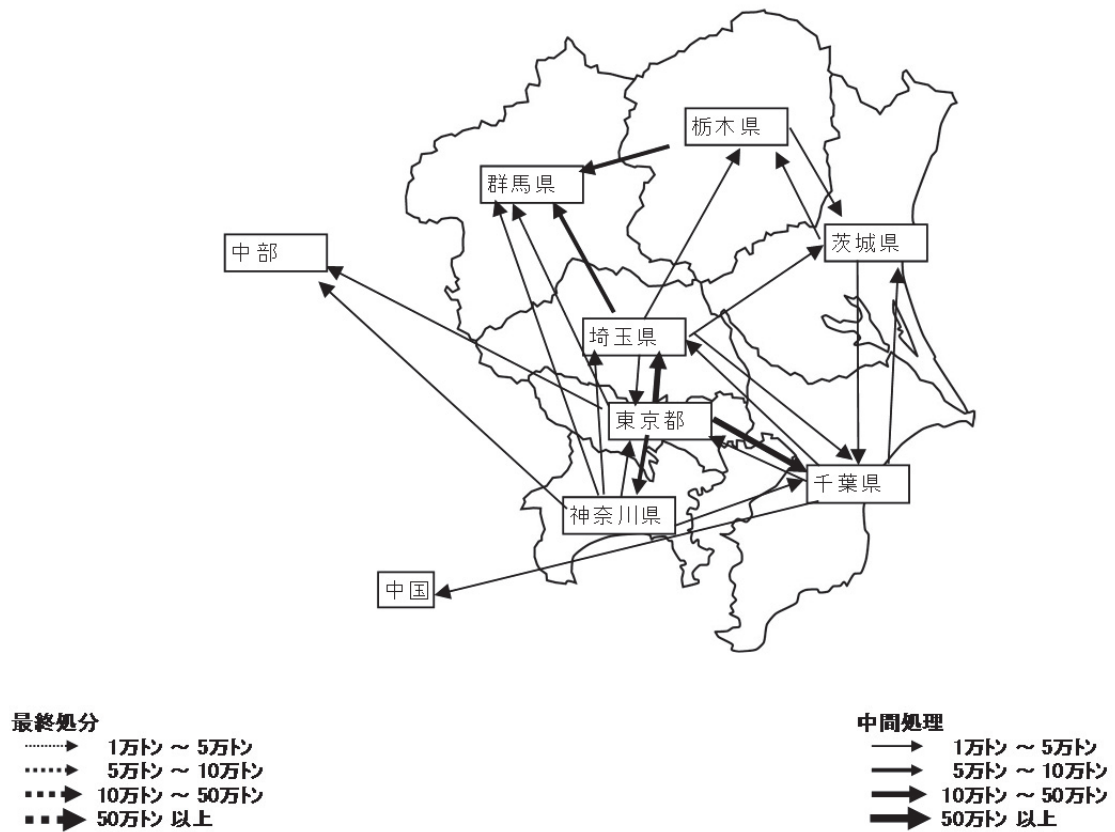


図 5-17 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（木くず）

(7) 鉍さい

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される鉍さいは、中間処理目的量が 37.6 万トン、最終処分目的量が 2.6 万トンとなっている。

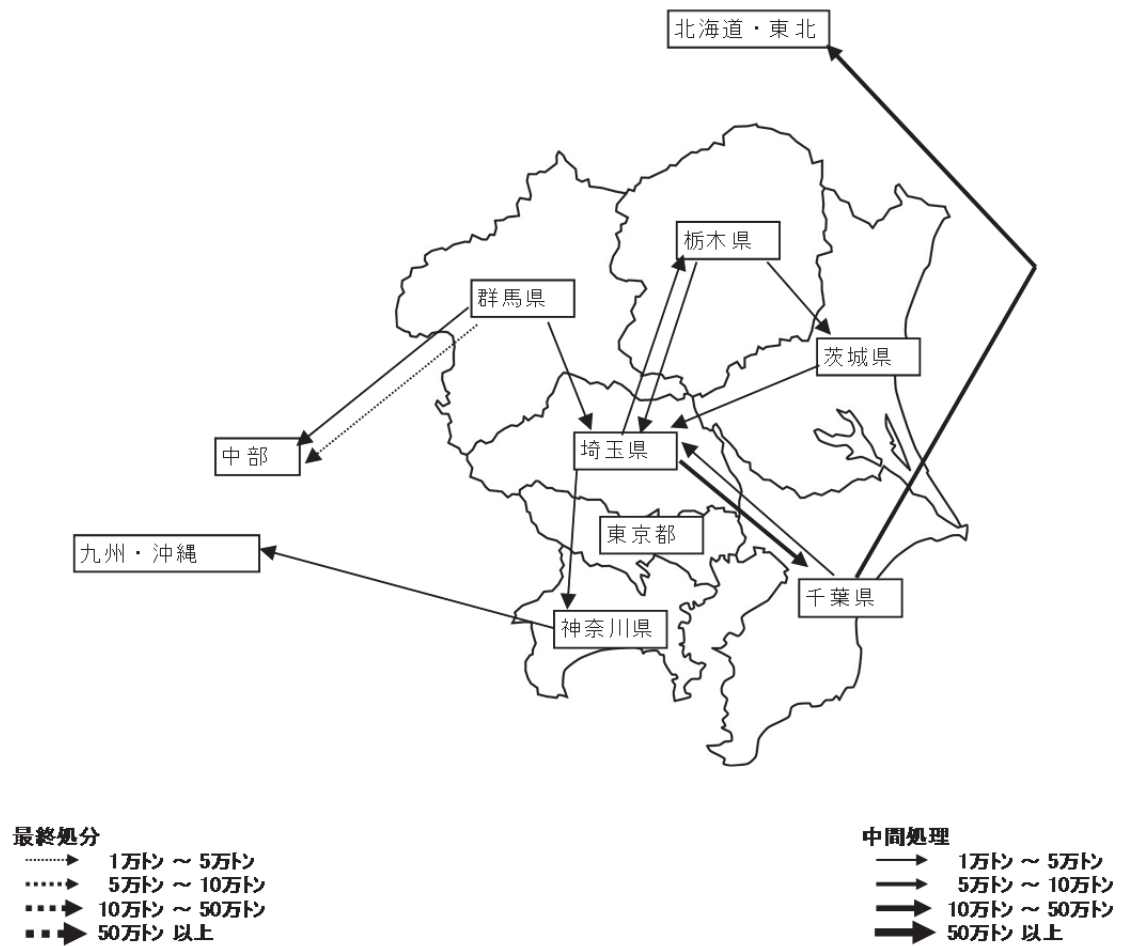


図 5-18 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉍さい）

(8) 金属くず

関東ブロック内において、排出都県を越えて処理される金属くずは、中間処理目的量が 30.6 万トン、最終処分目的量が 1.3 万トンとなっている。

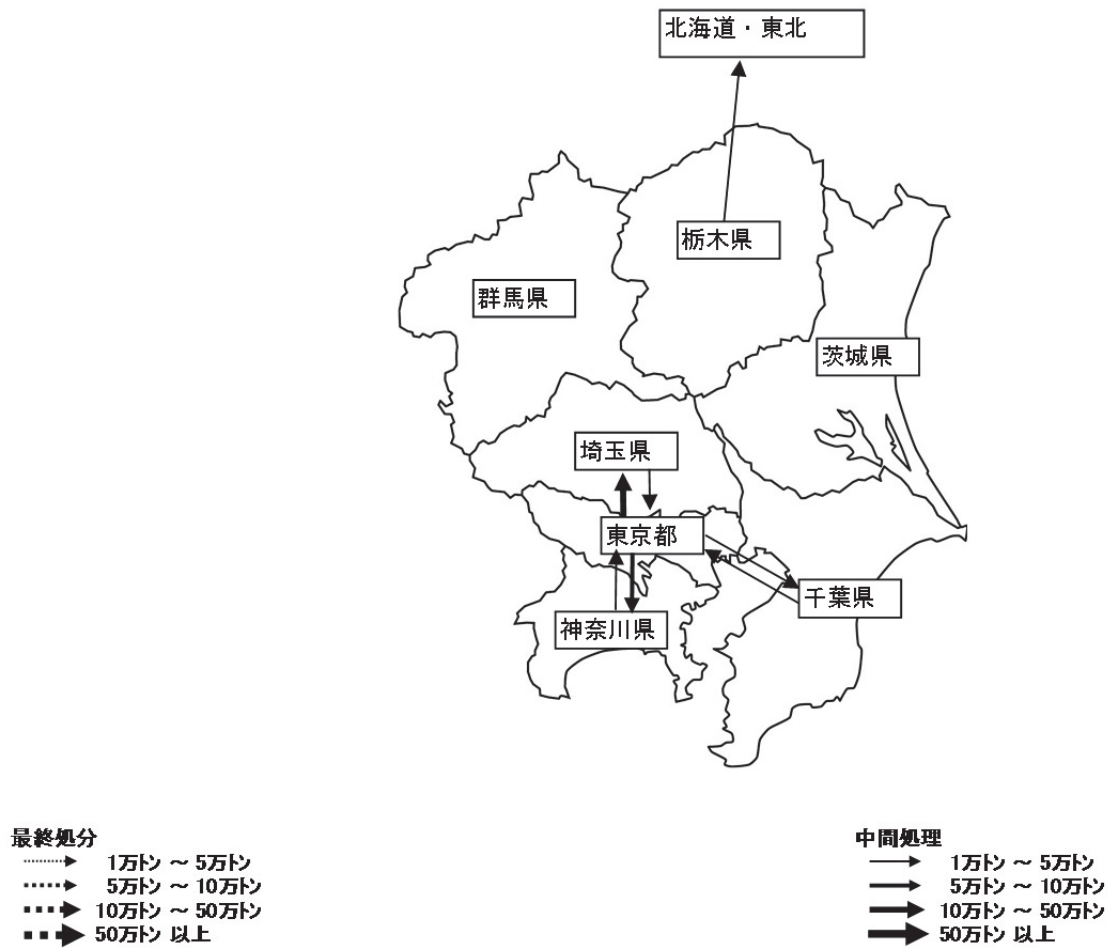


図 5-19 関東ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（金属くず）

第2節 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動状況

1 広域移動状況

平成 26 年度に近畿ブロックで排出された産業廃棄物のうち中間処理又は最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量は、2,510.2 万トンとなっており、このうち、24.5%に当たる 614.1 万トンが排出府県を越えて処理されている。614.1 万トンの広域移動量のうち、571.3 万トンが中間処理目的、42.7 万トンが最終処分目的で移動している。(図 5-20 参照)

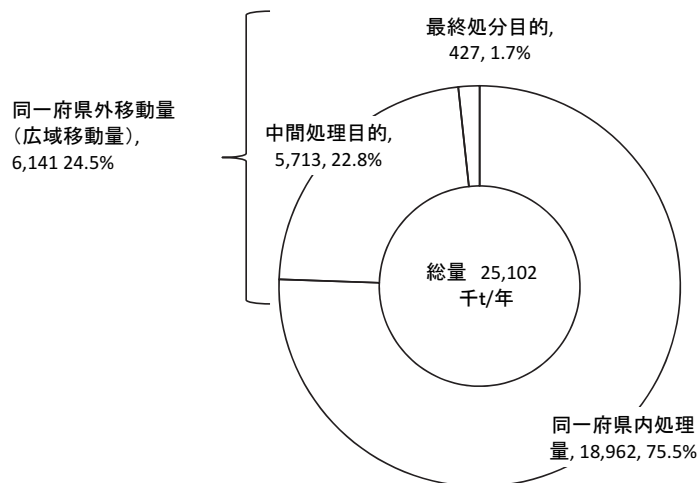


図 5-20 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動 (平成 26 年度)

府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が近畿ブロック全体の広域移動量の 36.9%で最も多く、次いで、兵庫県が 25.9%、以下、京都府が 15.2%、滋賀県が 8.7%となっている。(図 5-21 参照)

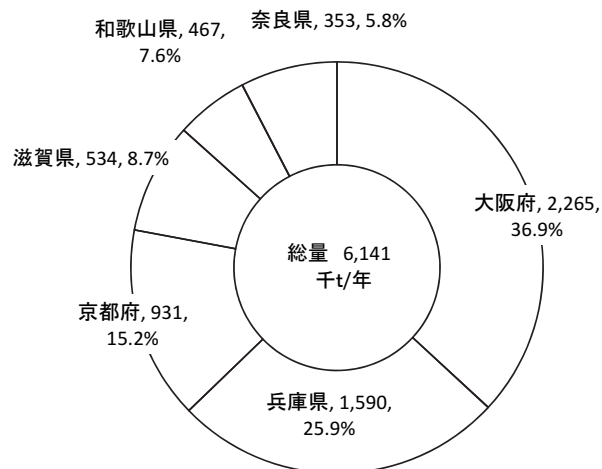


図 5-21 近畿ブロックにおける府県別の産業廃棄物の広域移動 (平成 26 年度)

中間処理目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、大阪府からの府外搬出量が 217.0 万トンで最も多く、次いで、兵庫県が 140.9 万トン、以下、京都府が 85.8 万トン、滋賀県が 51.5 万トンとなっている。

また、最終処分目的で移動した産業廃棄物量を府県別にみると、兵庫県からの県外搬出量が 18.0 万トンで最も多く、次いで、大阪府が 9.5 万 t、京都府が 7.3 万トン、以下、奈良県が 3.3 万トンとなっている。(図 5-22 参照)

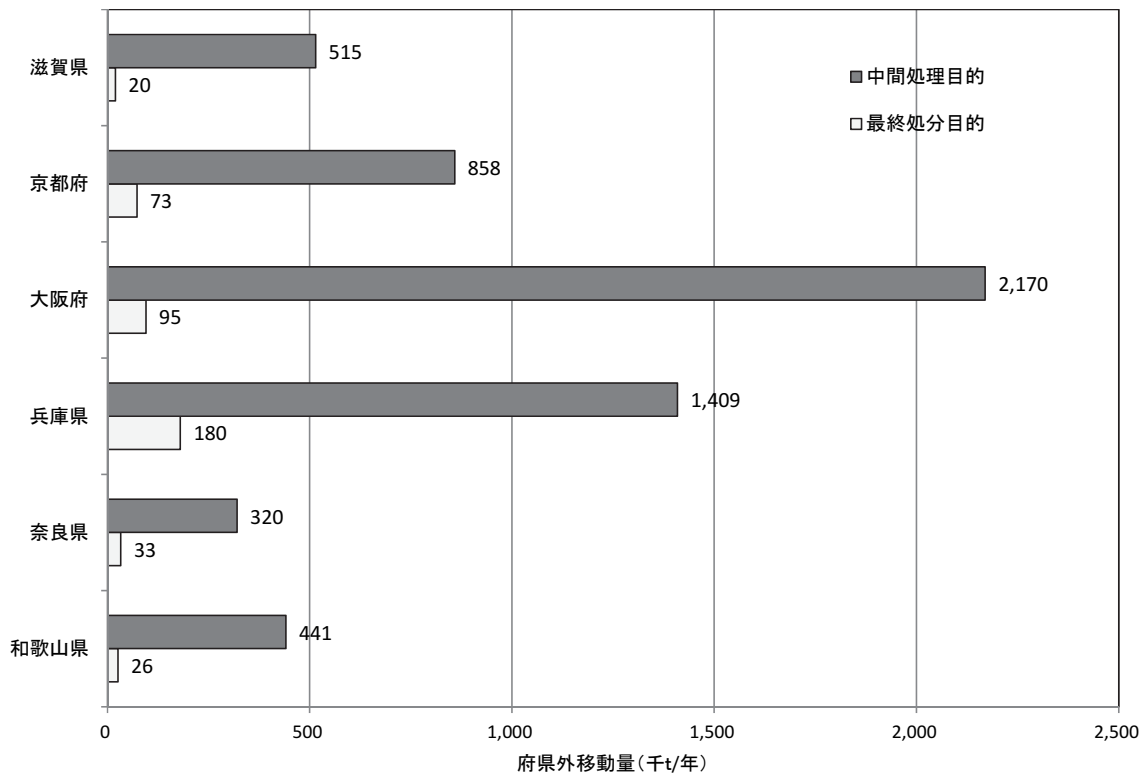


図 5-22 近畿ブロックにおける府県別・移動目的別の産業廃棄物の広域移動 (平成 26 年度)

2 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

中間処理のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量について、処理後の最終処分量を推定し、最終処分のために産業廃棄物処理業者へ委託された産業廃棄物量と合計した結果は、表 5-2、図 5-23 のとおりである。

- 1) 当該都道府県から中間処理目的（図 4-14）で広域移動した産業廃棄物の量に、中間処理残渣率を乗じて、中間処理後の最終処分量^{※1}を算出した。更に、算出した中間処理後の最終処分量に、最終処分目的で広域移動した産業廃棄物の量の都道府県別内訳比率を乗じて、広域移動先の都道府県で中間処理後に最終処分目的で広域移動された量を推定した^{※2}。
- 2) 当該都道府県から最終処分目的（図 4-15）で広域移動した産業廃棄物には、他の都道府県で排出され当該都道府県内で中間処理された後、他の都道府県へ広域移動し最終処分される量が含まれている。このため、当該都道府県から最終処分目的で広域移動した産業廃棄物の量から、他の都道府県で排出された量を除外して、当該都道府県で排出され最終処分目的で広域移動された量を推定した^{※3}。
- 3) 1) と 2) の結果を合せて、当該都道府県からの最終処分量に基づく、広域移動量とした。

※1～※3の計算式については、巻末参照

表 5-2 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

（単位：千 t / 年）

処分先地域	排出地域	計	排出地域					
			滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
	滋賀県	34		22	10	2	0	0
	京都府	11	3		2	5	0	0
	大阪府	34	0	5		14	5	10
	兵庫県	13	1	2	9		0	1
	奈良県	45	4	3	30	1		7
	和歌山県	0			0			
	ブロック内計	136	8	32	51	22	5	18
	ブロック外計	191	13	19	31	107	16	4
	北海道・東北	0		0	0			
	関東	0		0	0			
	中部	18	6	4	7	0	0	0
	中国	104	2	12	11	77	0	1
	四国	15				15		
	九州・沖縄	54	4	4	14	15	16	2

注) 0は500t未満であり、空欄は該当無し

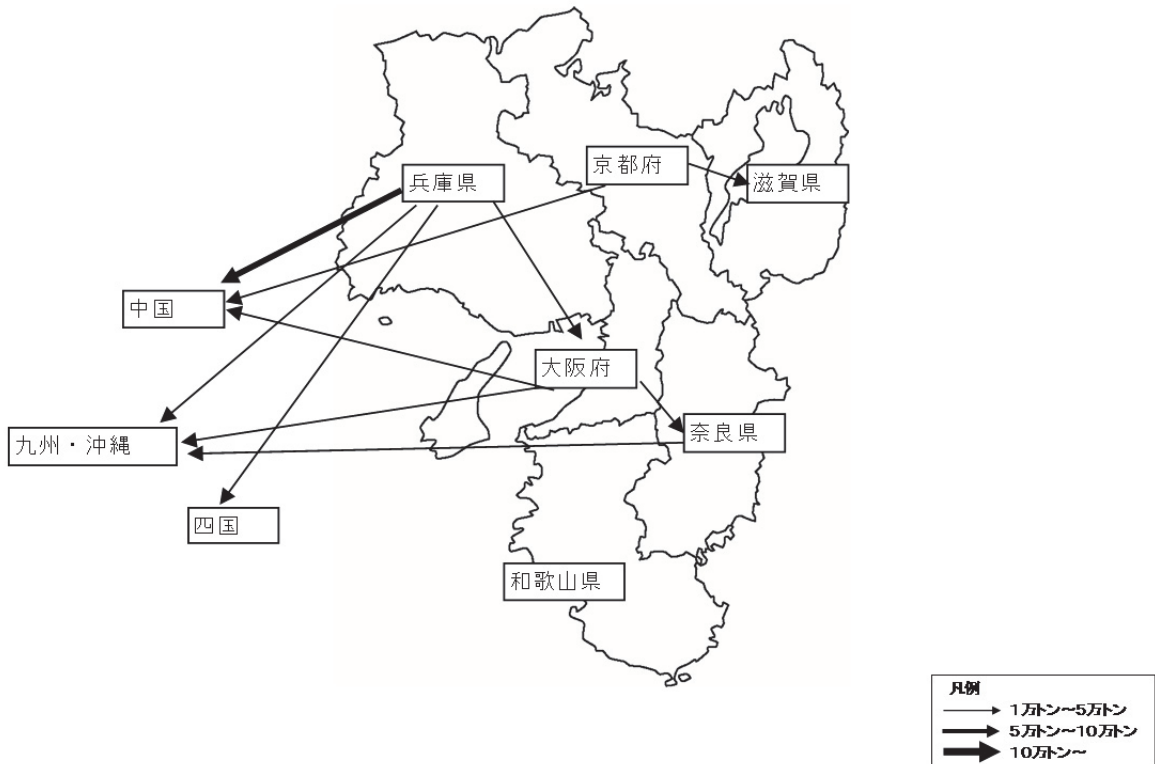
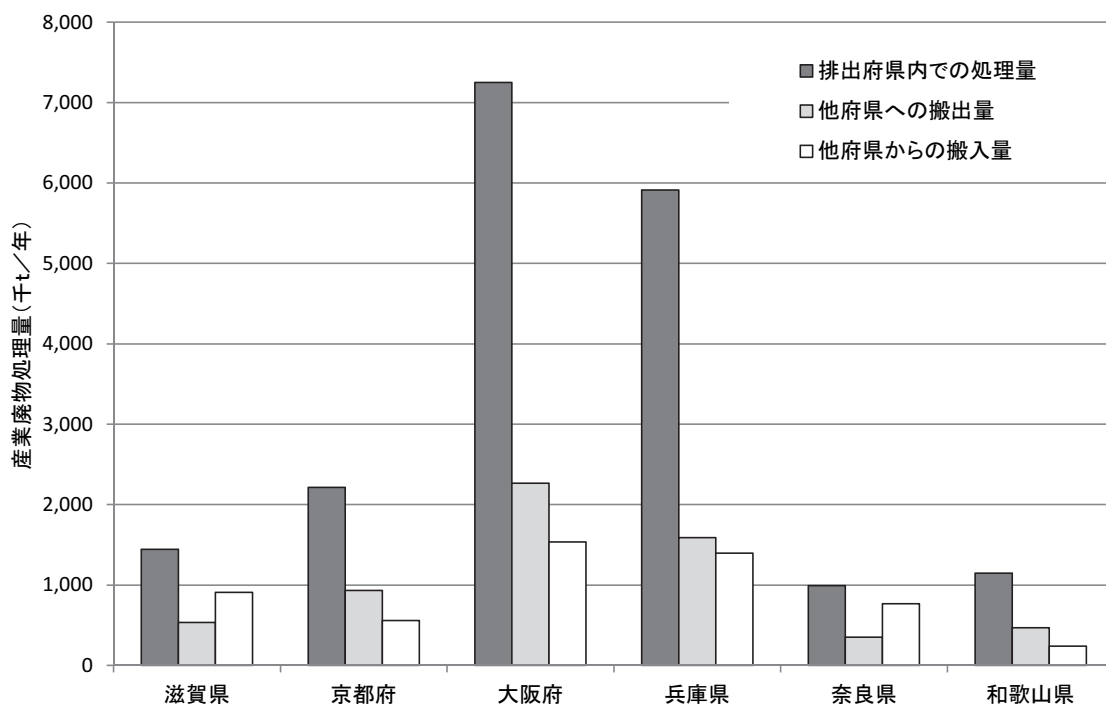


図 5-23 府県外最終処分状況（最終処分量換算）

3 府県別の搬入・搬出状況

各府県の産業廃棄物処理業者の処理実績に基づく処理状況をみると、図 5-24 のとおりである。

- ① 各府県とも排出府県内での処理量が最も多くなっている。
- ② 滋賀県、奈良県は搬入量が搬出量より多くなっている。
- ③ 大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県は搬出量が搬入量より多くなっている。



(単位:千t/年)

	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
排出府県内での処理量	1,445	2,214	7,249	5,913	992	1,148
他府県への搬出量	534	931	2,265	1,590	353	467
他府県からの搬入量	909	559	1,538	1,396	768	237

図 5-24 近畿ブロック内の排出府県内処理と排出府県外での処理の状況

4 種類別の移動状況

近畿ブロックにおける産業廃棄物の府県外移動量を廃棄物の種類別にみると、中間処理目的の場合、がれき類、汚泥、廃プラスチック類の3品目で約6割を占めている。最終処分目的の場合、廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの3品目で約7割を占めている。(図5-25 参照)

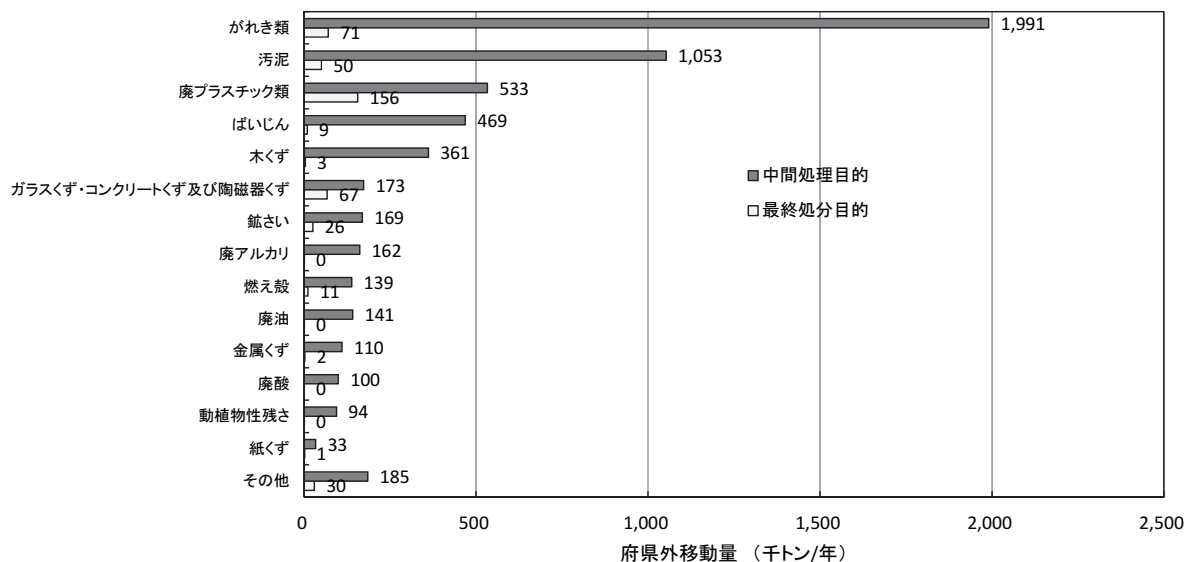


図5-25 近畿ブロックにおける種類別の産業廃棄物の広域移動（平成26年度）

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される主な 8 種類の広域移動状況をみると図 5-26～5-33 のとおりである。

(1) がれき類

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるがれき類は、中間処理目的量が 199.1 万トン、最終処分目的量が 7.1 万トンとなっている。

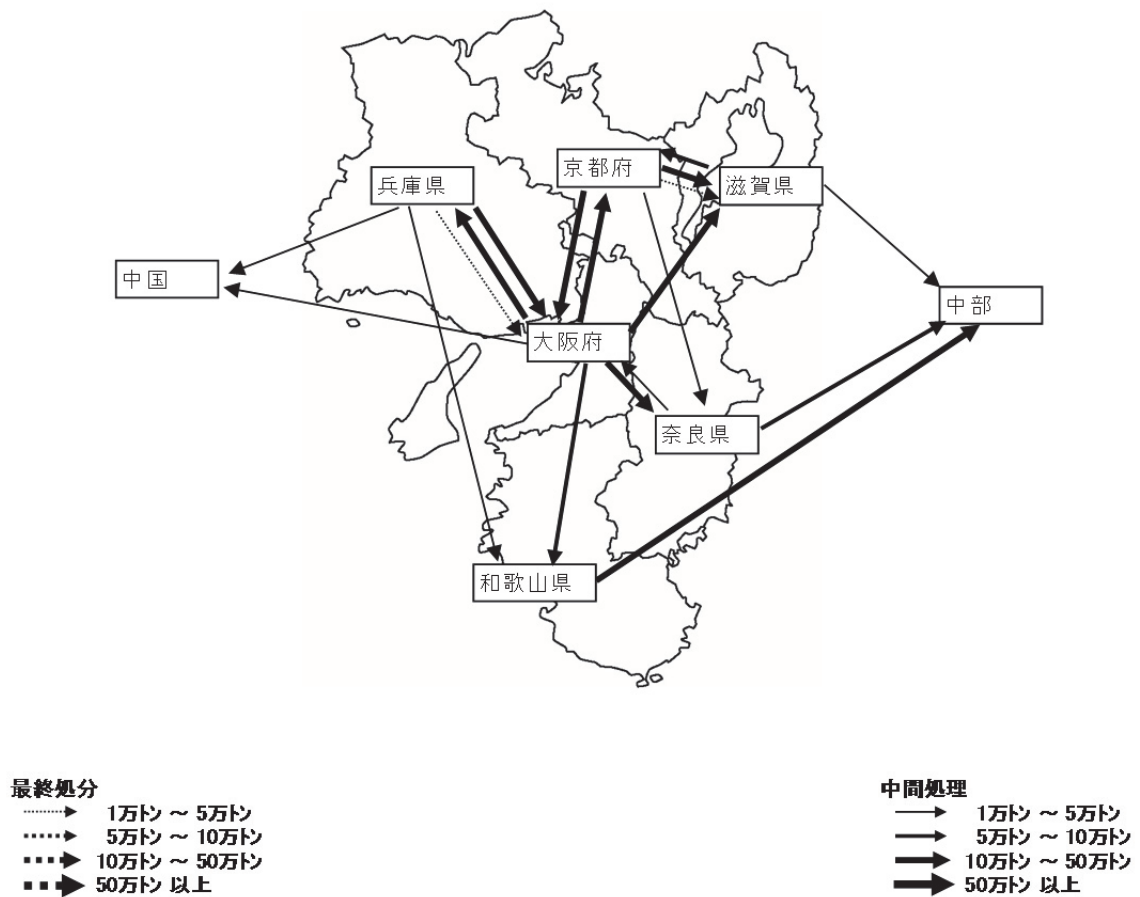


図 5-26 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（がれき類）

(2) 汚泥

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される汚泥は、中間処理目的量が 105.3 万トン、最終処分目的量が 5.0 万トンとなっている。

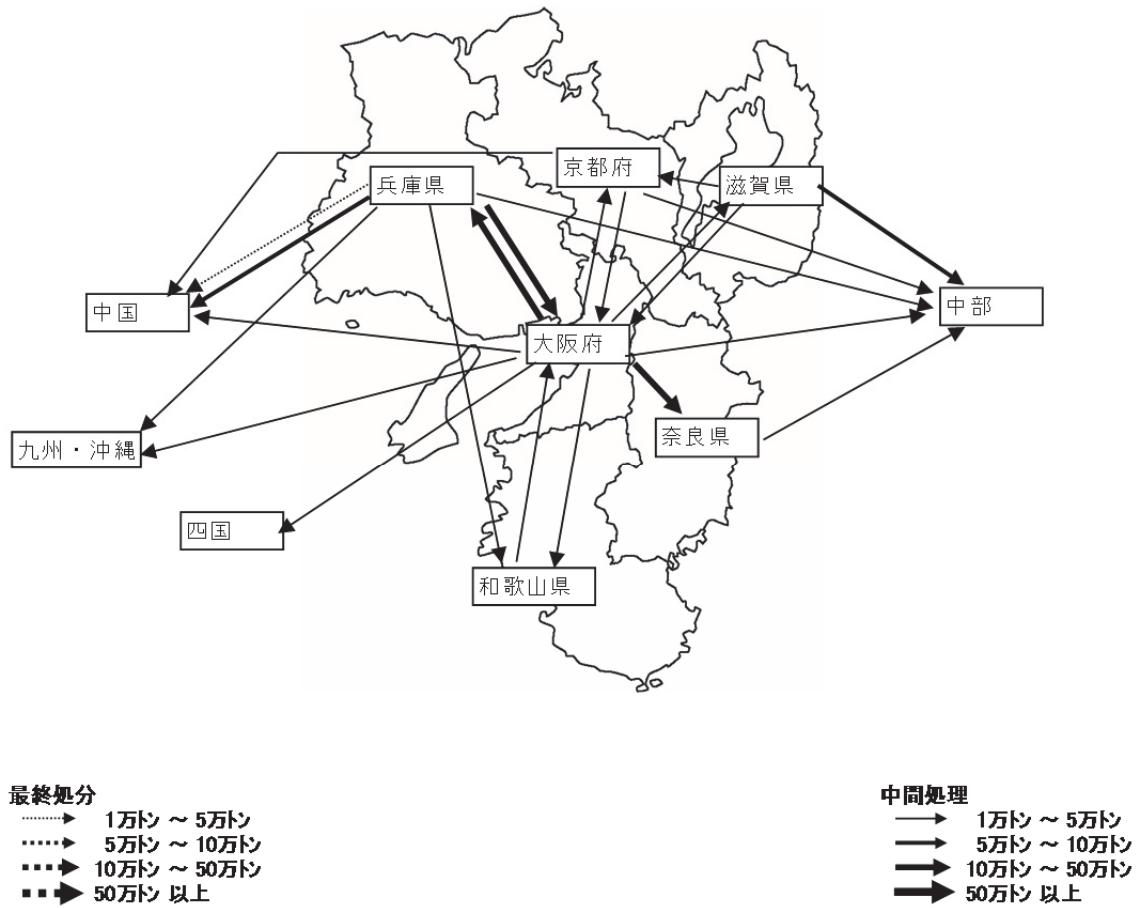


図 5-27 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（汚泥）

(3) 廃プラスチック類

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃プラスチック類は、中間処理目的量が 53.3 万トン、最終処分目的量が 15.6 万トンとなっている。

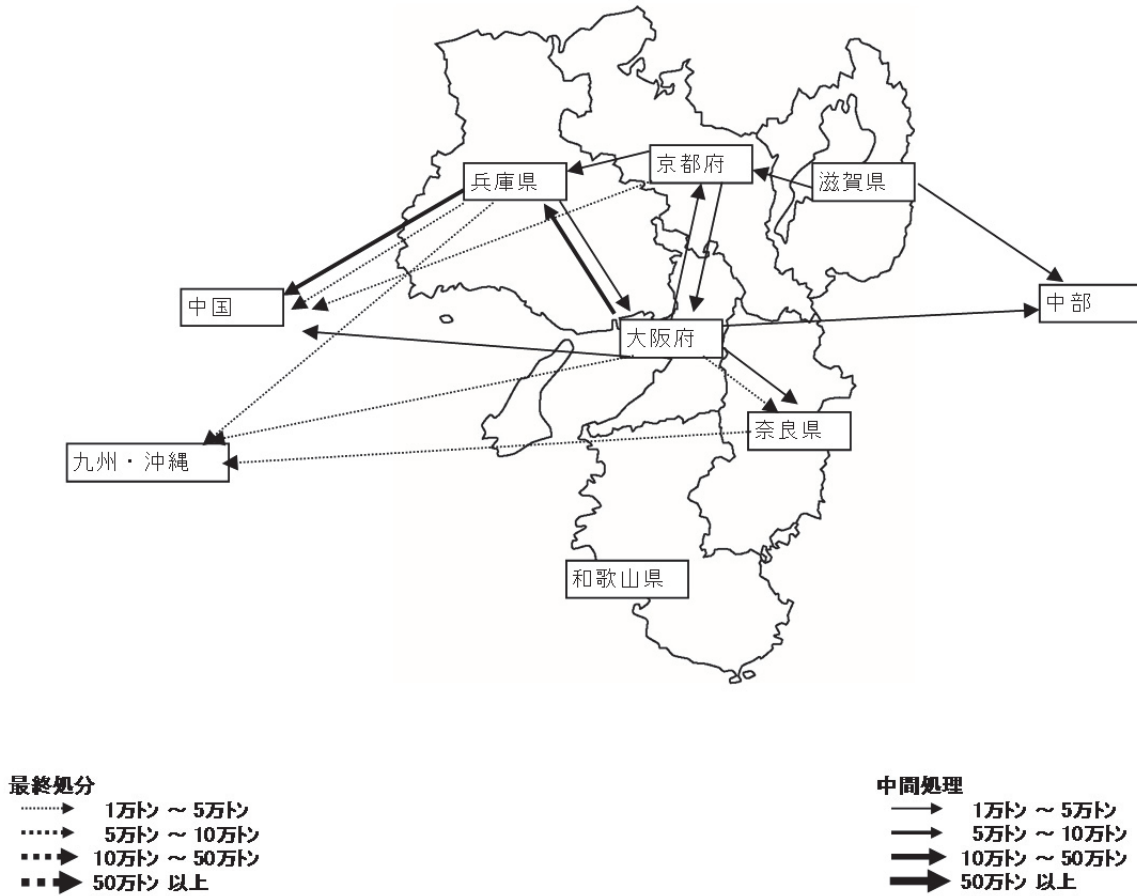


図 5-28 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃プラスチック類）

(4) ばいじん

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるばいじんは、中間処理目的量が 46.9 万トン、最終処分目的量が 0.9 万トンとなっている。

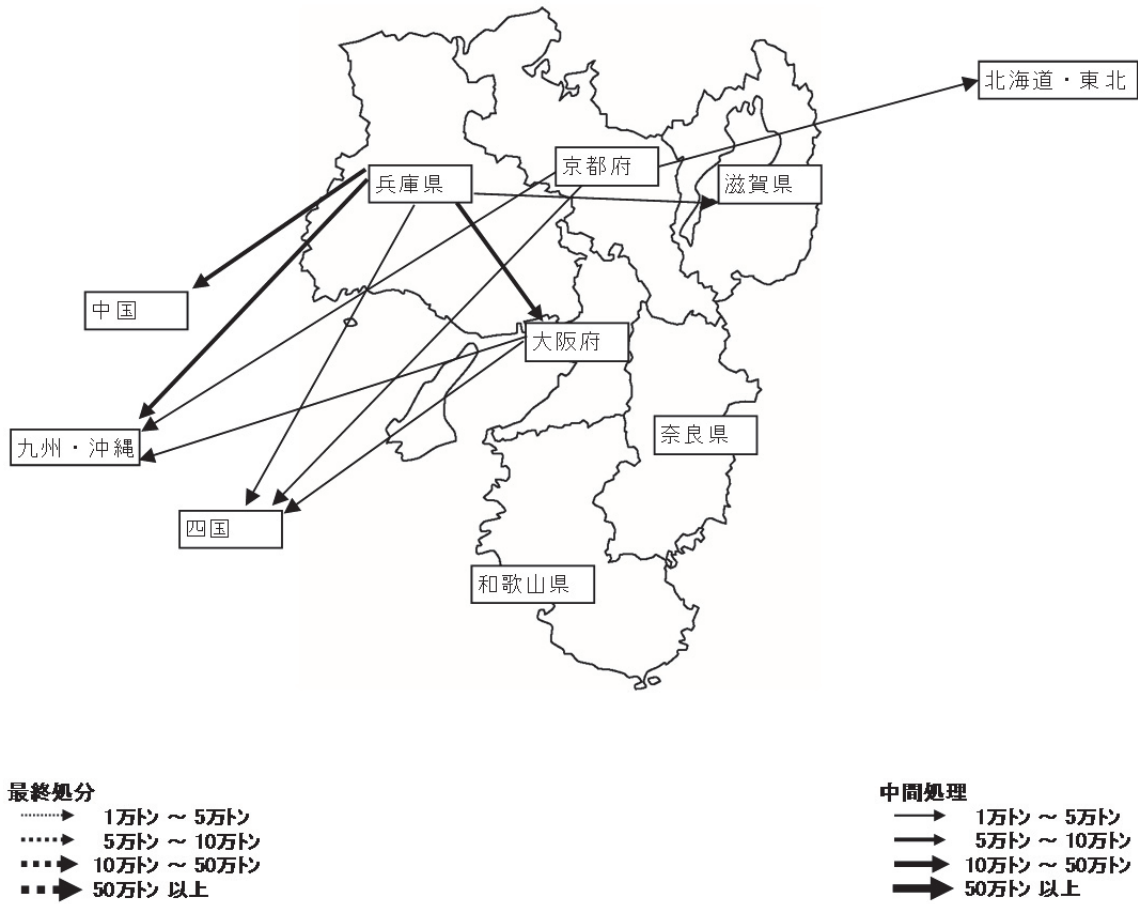


図 5-29 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（ばいじん）

(5) 鉱さい

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される鉱さいは、中間処理目的量が 16.9 万トン、最終処分目的量が 2.6 万トンとなっている。

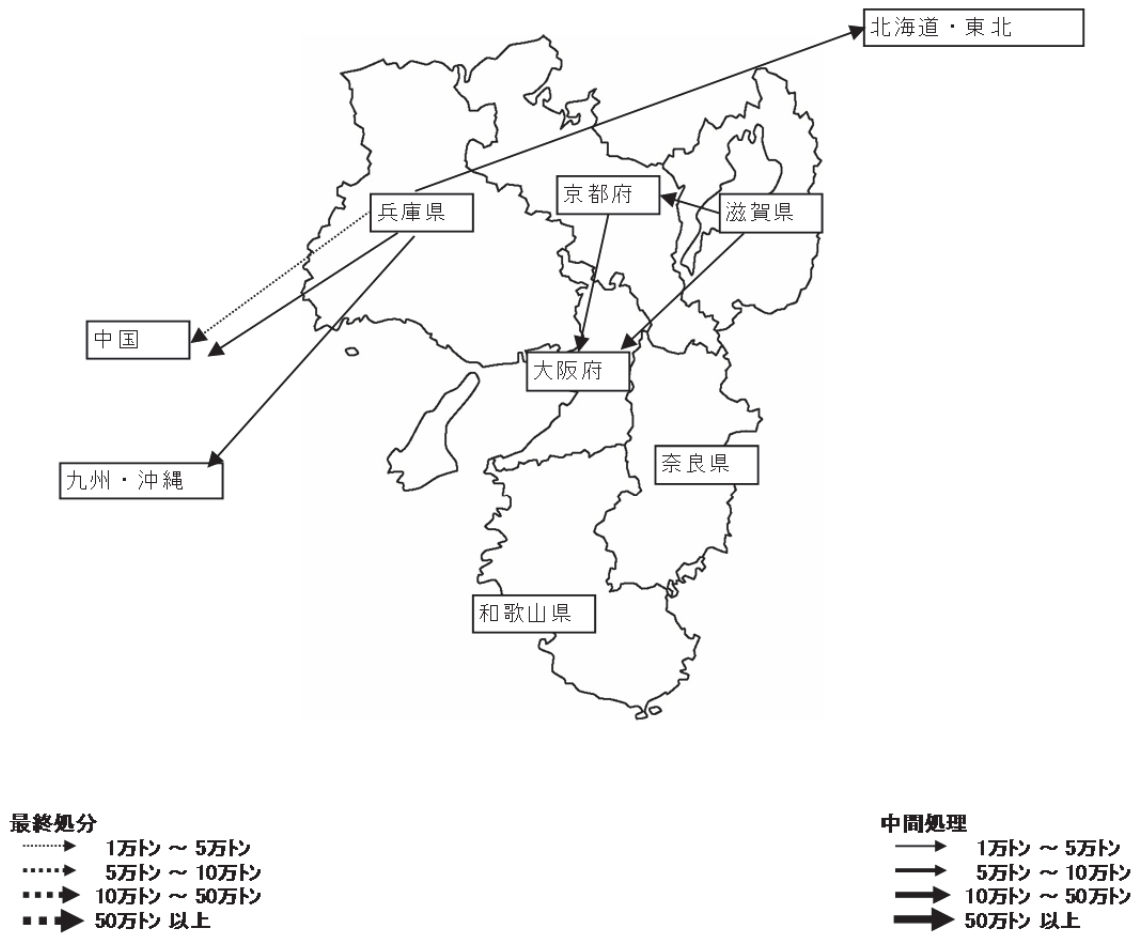


図 5-30 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（鉱さい）

(6) 木くず

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される木くずは、中間処理目的量が 36.1 万トン、最終処分目的量が 0.3 万トンとなっている。

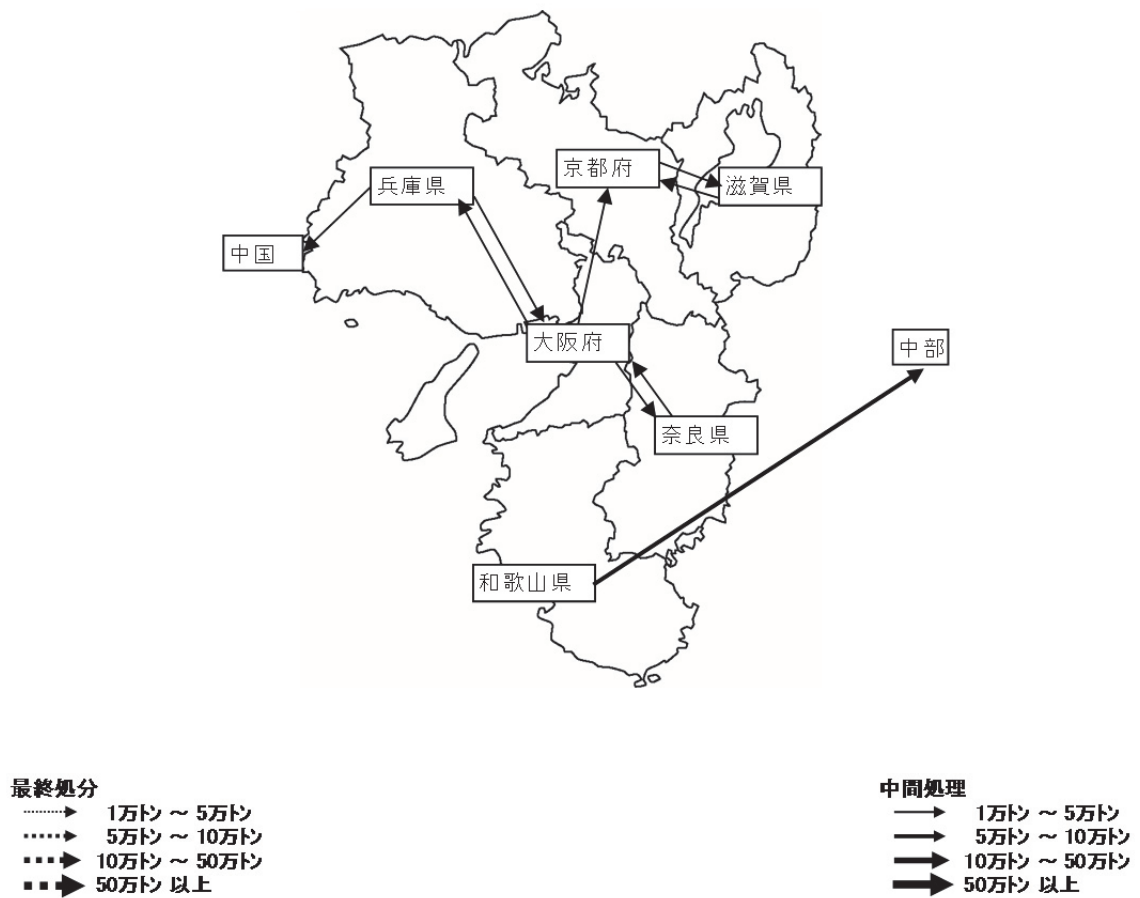


図 5-31 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（木くず）

(7) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理されるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずは、中間処理目的量が 17.3 万トン、最終処分目的量が 6.7 万トンとなっている。

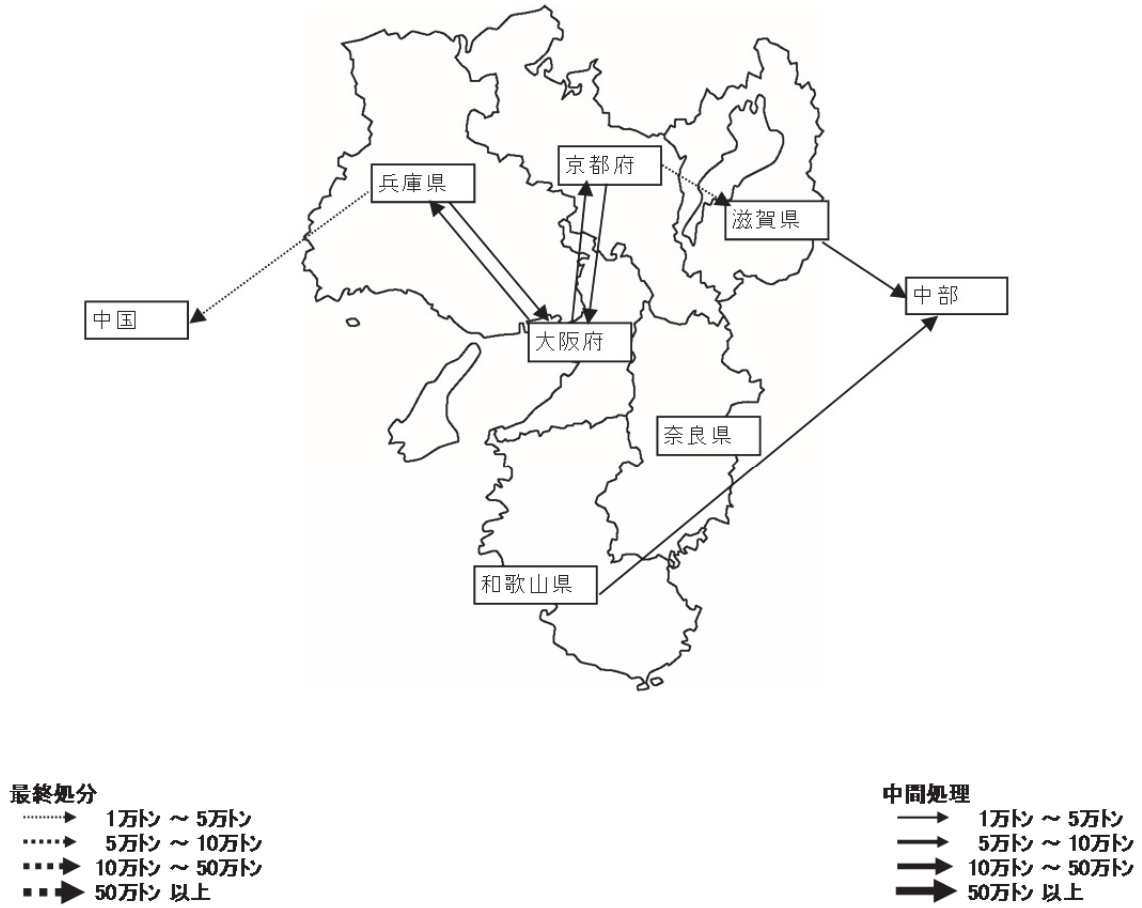


図 5-32 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量
(ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず)

(8) 廃油

近畿ブロック内において、排出府県を越えて処理される廃油は、中間処理目的量が 14.1 万トンとなっている。

※最終処分目的の広域移動量は、1 千 t/年未満のため記載していない。

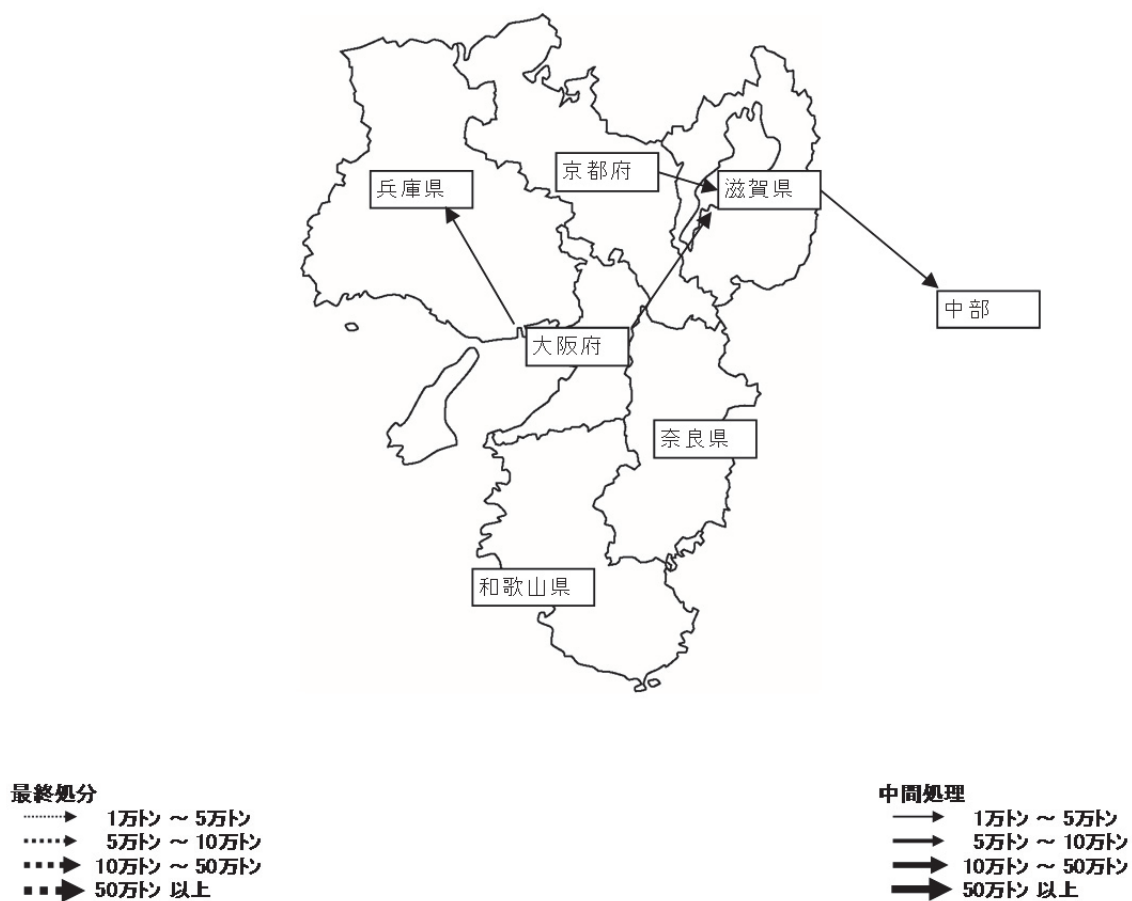


図 5-33 近畿ブロックにおける産業廃棄物の広域移動量（廃油）

参考

<最終処分量換算>

産業廃棄物の広域移動に関する基本的事項は、以下に示すとおりである。

- 産業廃棄物の広域移動量は、都道府県市内の処分業者（中間処理施設、最終処分場）が調査年度に他都道府県から受けた量を言う。
- 各都道府県市からの報告の内容は、目的別（中間処理、最終処分（埋立処分、海洋投入））種類別、発生地域別の産業廃棄物の量である。
- 中間処理目的の中には、自地域内及び自地域外の排出事業者からのものが含まれている。
- 最終処分目的の中には、自地域内及び自地域外の排出事業者から直接のものと自地域内及び自地域外の中間処理施設からの処理残渣がある。
- 中間処理施設で処理するものについては、自地域内及び自地域外の排出事業者からのものがある。

ここで、最終処分量換算について説明するために、以下のように役割を仮定する。

- A県：産業廃棄物の排出県
- B県：A県の産業廃棄物の中間処理を行なう県
- C県：A県の産業廃棄物の最終処分を行なう県

A県、B県、C県の関係を簡略化して図示すると以下のとおりであり、ルートの説明については以下に示すとおりである。

I. A県からB県への移動

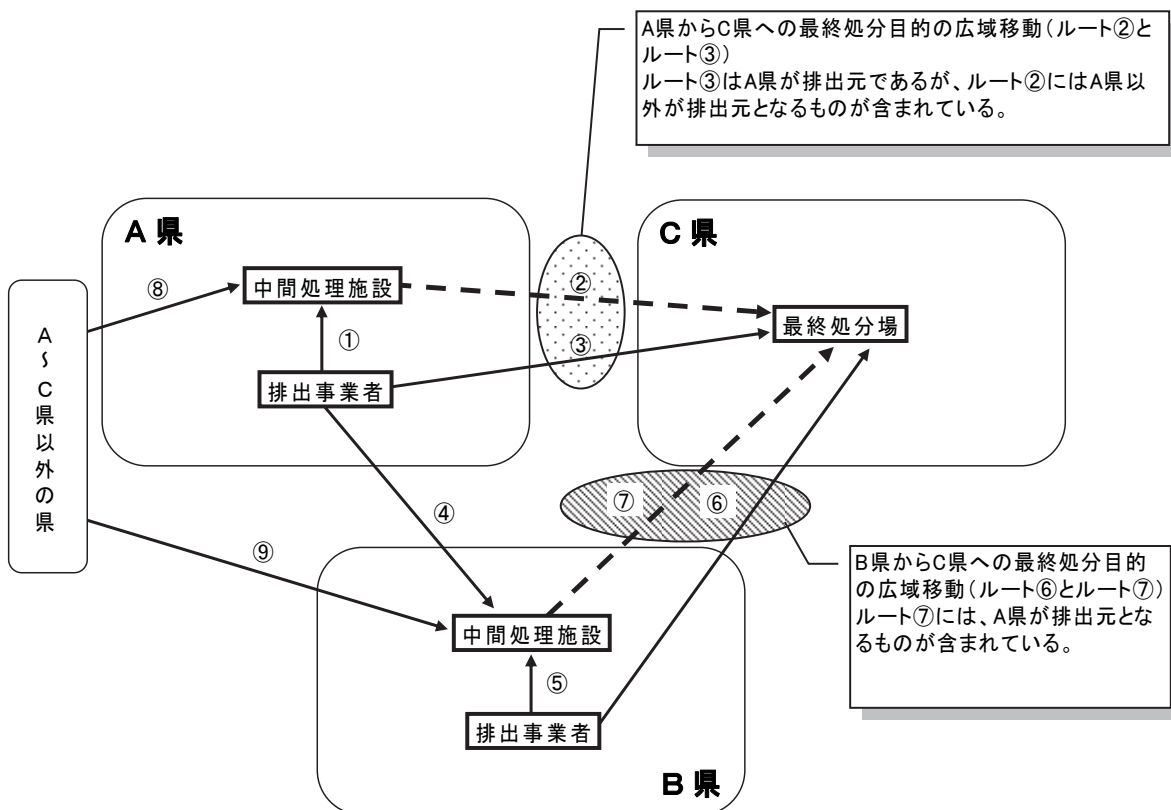
- A県の排出事業者からB県の中間処理業者へ（ルート④）

II. A県からC県への移動

- A県の排出事業者から直接C県の最終処分場へ（ルート③）
- A県の排出事業者からA県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート①→ルート②）
- A県以外の県の排出事業者からA県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑧→ルート②）

III. B県からC県への移動

- A県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート④→ルート⑦）
- B県の排出事業者から直接C県の最終処分場へ（ルート⑥）
- B県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑤→ルート⑦）
- A県及びB県以外県の排出事業者からB県の中間処理業者へ、処理後残渣をC県の最終処分場へ（ルート⑨→ルート⑦）



ここで、

- B県からC県へ最終処分目的で移動したものの中には、A県が排出元、B県が排出元、A B県以外が排出元のものがある。
- A県からC県へ最終処分のため移動したものについては、ルート①→ルート②のA県排出事業者由来のもの、ルート③の直接最終処分目的で移動したもの、ルート④→ルート⑦のA県排出事業者由来のものが該当する。
- このうち、ルート②については、A県以外の地域が発生元となっているものがあり、ルート⑦にはA県が発生元であるものが含まれている状況である。

これらの中から、各ルートの移動量を排出元別に分割しA県由来でC県へ最終処分目的で移動したもの（ルート①→ルート②のA県由来及びルート④→ルート⑦のA県由来）を抽出したものがA県→C県への最終処分量換算となる。

なお、他県についても上記と同様に推計する。

最終処分状況（最終処分量換算）の※1～※3の計算式は、以下に示すとおりである。
 （番号①～は、前頁図中のルートの番号に該当）

※1：中間処理後の最終処分量を、下記式で推計する。

i. 中間処理後の最終処分量

= 中間処理目的の広域移動量^{注1}（ルート④）×中間処理後残さ率^{注2}

注1. 中間処理目的の広域移動量は、本調査で実施したアンケート調査結果より把握。

注2. 中間処理後残さ率は、「産業廃棄物排出・処理状況調査」（環境省）から、最終処分量÷中間処理量により求める。

※2：※1より中間処理後に最終処分目的で広域移動された量を、下記式で推計する。

中間処理後に最終処分目的で広域移動された量（ルート④⑦）

= i. 中間処理後の最終処分量×都道府県別内訳比率^{注3}

注3. 都道府県別内訳比率は、本調査で実施したアンケート調査結果より把握した、最終処分目的の広域移動量及び当該都道府県内の最終処分量から、都道府県別の最終処分量の内訳比率を算出した結果である。

※3：都道府県が公表している「産業廃棄物実態調査報告書」より、「a. 当該都道府県で排出され最終処分目的で広域移動された量（ルート①②+ルート③）」を、下記式で推計する。

a. 当該都道府県で排出され最終処分目的で広域移動された量（ルート①②+ルート③）

= 当該都道府県で排出され当該都道府県外の自社の最終処分場へ広域移動された最終処分量^{注4}

+ 当該都道府県で排出され当該都道府県外の最終処分業者へ広域移動された直接最終処分量^{注4}

+ 都道府県で排出され当該都道府県内で中間処理後、当該都道府県外の最終処分業者へ

広域移動された最終処分量^{注4}

注4. 都道府県の産業廃棄物実態調査報告書より。

「b. 他の都道府県で排出され当該都道府県内で中間処理された後、他の都道府県へ広域移動し最終処分された量（ルート⑧②）」を、下記式で推計する。

ii. 中間処理後の最終処分量

= 中間処理目的の広域移動量（ルート⑧）^{注5}×中間処理後残さ率^{注6}

注5. 中間処理目的の広域移動量は、本調査で実施したアンケート調査結果より把握。

注6. ※1の「中間処理後残さ率」と同一の比率を適用。

b. 他の都道府県で排出され当該都道府県内で中間処理された後、他の都道府県へ広域移動し最終処分された量（ルート⑧②）

= ii. 中間処理後の最終処分量×都道府県別内訳比率^{注7}

注7. ※2の「都道府県別内訳比率」と同一の比率を適用

aとbから、「c. 当該都道府県から最終処分目的で広域移動した産業廃棄物のうち当該都道府県からの排出率」を、下記式で推計する。

c. 当該都道府県から最終処分目的で広域移動した産業廃棄物のうち当該都道府県からの排出率^{注8}

= a / (a + b)

注8. 産業廃棄物実態調査報告書が公表されていない都道府県は、他の都道府県の平均値とした。

cから当該都道府県で排出され、最終処分目的で広域移動された量を、下記式で推計する。

当該都道府県で排出され、最終処分目的で広域移動された量（ルート①②+ルート③）

= 当該都道府県の最終処分目的の広域移動量（ルート①②、ルート③、ルート⑧②の合計）^{注9}×c

注9. 最終処分目的の広域移動量は、本調査で実施したアンケート調査結果より把握。